

令和5年度
自己点検・評価報告書

[日本高等教育評価機構 準拠]

令和6(2024)年8月
SBC 東京医療大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的等	6
基準 2. 学生	9
基準 3. 教育課程	18
基準 4. 教員・職員	26
基準 5. 経営・管理と財務	33
基準 6. 内部質保証	40

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的

現在のわが国では「2030年問題」に代表される超高齢社会への進行とともに、疾病の予防や体力向上等の健康への関心とニーズが高まり、在宅ケアの進展などに伴い保健医療および福祉に対する要求が増大している。とりわけ、浦安市のある千葉県北西部では、高度成長期以降に全国各地から転居してきた人々の高齢化により、核家族世帯が多いことから生じる高齢者のみの世帯や単身高齢者世帯が増加する傾向にある。このため、これらの人々に対して、多様な保健医療福祉サービスが必要になりつつあり、特に、高齢化に伴い生じる身体機能に障害をもつ人々に対して、医療機関や地域社会での質の高いリハビリテーションサービスが求められている。

こうした社会的要請に応えていくため、「将来の日本の新たな伝統となる文化芸能を教授研究し、これを後世に伝えうる文化芸術家を育成することにより、日本の文化芸術の向上に寄与する」（開学時「了徳寺大学学則」第1条）ことを目的とした日本文化芸術学部日本文化芸術学科、および「保健医療に関する知識と専門の学術を教授研究し、高度で質の高い医療専門職の人材を育成することにより、我が国の保健医療の向上と福祉の増進に寄与する」（同上）ことを目的とした健康科学部理学療法学科の2学部2学科を設置した本学は、平成18（2006）年4月に開学した。

しかし、日本文化芸術学部日本文化芸術学科は開学時から入学定員の充足に至らず、より広範囲な受験生の選択の対象となるよう、芸術学部美術学科への改称と定員減を行ったが、これをもってしても抜本的な解決に至らなかったことから、平成23（2011）年度より学生募集の停止のやむなきに至った。芸術学部の定員減及び募集停止、並びに前述の保健医療福祉サービスの必要性を鑑み、健康科学部に平成19（2007）年度に整復医療・トレーナー学科を、平成23（2011）年度に看護学科を増設した。整復医療・トレーナー学科は、柔道整復学を学ぶ中でアスレティックトレーナーの学修が可能となることを学科の教育目標としている。看護学科は、本学が掲げる「医療と芸術の融合」を基本理念とし、芸術の学修を通して豊かな感性を養い、看護学の発展および保健医療福祉に貢献できる人材を育成するという特色ある教育を目指している。

そして、令和5（2023）年1月、本学は、総合医療グループである「SBCメディカルグループ」の一員となった。

そこで、令和5（2023）年4月、あらためて、本学の教育理念を定めた。

超高齢化社会を迎え、生命の尊厳が重んじられる社会の構築を目指すことは医療人の大きな責務です。高齢化と同時に、人口減少が大きな社会問題になっている日本国において医療業界を取り巻く環境は今後より厳しくなることは明らかです。この先の未来にも質の高い安全な治療を提供し、人々の幸福に貢献していくためには、疾病に対峙する環境を築き、真摯な研究や技術の研鑽に努めなければなりません。

こうした環境の中で、今こそ日本は英知の結集を持って世界最高の医療先進国であらねばなりません。国内はもとよりアジアや欧米の諸外国から質が高く信頼される治療を提供すれば、数多くの患者様の健康に寄与し、その先に国際社会への貢献を実現することができます。

そうした志に基づけば、真に活躍する医療人には、国際感覚やリーダーシップ、豊かなコミュニケーション力や体力が不可欠です。さらに自ら考え問題を解決する力を持ち、豊かな人間性と教養を兼ね備えた人であることが求められます。日本から世界へ羽ばたけるそうした人材を真心を持ち育成することが、我が校の使命だと考えております。

以下の5か条を了徳寺大学の教育理念といたします。*

- 1、専門分野での卓越した知識と技術の向上
- 2、リーダーシップ力、精神力の向上
- 3、語学力、コミュニケーション力の向上
- 4、体力、創造性の向上
- 5、高い倫理観と豊かな感性の構築

* 令和6年(2024年)4月 大学名を「SBC 東京医療大学」に改称

2. 大学の個性・特色等

(ア) 理学療法学科

理学療法学科の教育目的は、学則第3条の2第1項に、「医療の高度化及び超高齢社会に対応した理学療法を研究開発し実践する専門職を育成する」と定めている。これに基づき、理学療法学科では、「理学療法に必要な保健・医療・福祉の基本的な知識を身につけて、国家試験に合格できる水準に達する。基本的な理学療法を実践することができる。科学的探究心・向学心・批判的思考と研究的態度を身につけ、生涯学習を継続することができる。獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、問題を解決することができる。コミュニケーション能力を身に付け、チームの中で協働することができる。感性豊かな人間性と倫理観を備え、人間の尊厳を重視することができる。異文化への理解を深め、国際的な視野を持つことができる。基本的な理学療法を実践することができる。」ことをディプロマ・ポリシーとしてこれを大学ホームページ（以下「大学HP」という。）上に公表している。

理学療法学科では現在のわが国の超高齢社会とそれに伴う慢性疾患の増加によってより強く必要とされる医療福祉分野の中で、人間性豊かな理学療法士を目指した教育を行っている。さらに、日本トレーニング指導者協会認定トレーニング指導者資格（JATI—AT）取得による、一般人からトップアスリートまでの幅広い対象者のパフォーマンス向上に貢献し得る専門家養成を目標にした教育を行っている。

(イ) 整復医療・トレーナー学科

整復医療・トレーナー学科の教育目的は、学則第3条の2第2項に「超高齢社会及び国民の健康志向に対応した柔道整復学・アスレティックトレーナー学を研究開発し実践する専門職を育成する」と定めている。これに基づき、整復医療・トレーナー学科では、「整復医療・保健体育・スポーツ医科学に必要な身体と運動の仕組み、および医学的知識を理解している。柔道整復師国家試験に合格する学力と資質を備え、医療、スポーツ、教職にあっても国家資格を有用に活用できる。医療、スポーツ、教育のスペシャリストとして自ら課題を発見し、その課題を総合的能力で解決することができる。高度なコミュニケーション能力と高い倫理観そして豊かな人間性を有し、幅広い分野で活躍することができる能

力を持つ。柔道整復師業種業務の継承者となると共に、資格を活かし国内のみならず国際的に活躍できる人材となる。科学的根拠に基づいた幅広い情報分析能力を持ち、健康の保持・増進に必要な実践的な技術を応用することができる。」ことをディプロマ・ポリシーとしてこれを大学 HP 上に公表している。

整復医療・トレーナー学科では国家資格である柔道整復師取得のほか、日本スポーツ協会アスレティックトレーナー資格（AT）取得による世界で活躍するアスレティックトレーナー、競技パフォーマンスの向上のための認定ストレングス&コンディショニングスペシャリスト（CSCS）資格を最大限に生かすプロトレーナー、柔道整復師資格を併せ持つ怪我や傷害に強い保健体育教諭、筋骨格系のプロとして介護福祉分野で活躍する健康運動指導士など、多彩な医療福祉分野で活躍できる医療人を目指す教育を行っている。

（ウ）看護学科

看護学科の目的は、学則第3条の2第3項に「医療の高度化及び超高齢社会に対応した看護学を研究開発し実践する専門職を育成する」と定めている。これに基づき、看護学科では、「幅広い視野をもち、教養を身につけることができる。看護専門職に必要な保健・医療・福祉の知識を身につけることができる。看護上の課題を多面的に探究し、課題を解決することができる。科学的根拠に基づき、看護を実践することができる。コミュニケーション技術を身につけることができる。地域包括ケアシステムにおける多職種との連携・協働を図り、看護の役割と責務を果たすことができる。豊かな感性と倫理観を養い、対象の多様性を重んじ、人権を尊重することができる。地域・国際社会に関心をもち、貢献することができる。生涯にわたり、看護専門職として主体的に学習することができる。」ことをディプロマ・ポリシーとしてこれを大学 HP 上に公表している。

本学は、I-1 で述べたように「医療と芸術の融合」を「開学の理念」として、日本文化芸術学部と健康科学部の2学部からなる大学として開学し、看護学科において、「医療と芸術の融合」を目指して豊かな感性を持った看護師の養成を目標にしており、絵画、立体、書道からなる芸術科目を取り入れた看護師教育を行っている。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

平成 17（2005）年 12 月	学校法人了徳寺大学設立
	了徳寺大学設置
平成 18（2006）年 4 月	了徳寺大学開学
	日本文化芸術学部日本文化芸術学科を設置
	健康科学部理学療法学科を設置
平成 19（2007）年 4 月	日本文化芸術学部日本文化芸術学科を芸術学部美術学科
	に名称変更
	健康科学部に整復医療・トレーナー学科を設置
平成 21（2009）年 10 月	了徳寺大学スポーツパーク開設

SBC 東京医療大学

平成 23 (2011) 年 4 月	芸術学部美術学科の学生募集停止
	健康科学部に看護学科を設置
平成 26 (2014) 年 3 月	芸術学部美術学科廃止
平成 27 (2015) 年 4 月	健康科学部整復医療・トレーナー学科と看護学科の入学定員を変更 (整復医療・トレーナー学科 80 人→60 人、看護学科 80 人→100 人)
平成 28 (2016) 年 3 月	了徳寺大学スポーツパーク閉鎖
	了徳寺大学附属船堀整形外科を設置
平成 30 (2018) 年 4 月	了徳寺大学附属上青木整形外科を設置
平成 31 (2019) 年 4 月	了徳寺大学附属新小岩整形外科を設置
令和元 (2019) 年 5 月	了徳寺大学職員柔道専門部を設置
令和 2 (2020) 年 4 月	了徳寺大学附属浦安よつば内科クリニックを設置 (令和 4 (2022) 年 3 月閉院)
令和 3 (2021) 年 5 月	了徳寺大学附属銀座数寄屋橋クリニックを設置 (令和 5 (2023) 年 3 月閉院)
令和 4 (2022) 年 5 月	了徳寺大学附属福岡天神クリニックを設置 (令和 4 (2022) 年 9 月閉院)
令和 5 (2023) 年 8 月	高洲整形外科クリニックを大学附属とする
令和 5 (2023) 年 9 月	葛西整形外科内科クリニックを大学附属とする
令和 6 (2024) 年 4 月	大学名称を「SBC 東京医療大学」に変更

2. 本学の現況

- ・ 大学名 SBC 東京医療大学
- ・ 所在地 千葉県浦安市明海五丁目 8 番 1 号
- ・ 学部構成 健康科学部 理学療法学科、整復医療・トレーナー学科、看護学科
- ・ 学生数、教員数、職員数

表1 学生数 (令和 6 (2024) 年 5 月 1 日現在) (単位: 人)

学 部	学 科	入学定員	収容定員	1 年	2 年	3 年	4 年	合計	備考
健康科学部	理学療法学科	80	320	94	79	95	90	358	
	整復医療・トレーナー学科	60	240	74	64	80	67	285	
	看護学科	100	400	105	95	87	108	395	
合 計		240	960	273	238	262	265	1,038	

表2 教員数（令和6（2024）年5月1日現在）

（単位：人）

学 部	学 科	専任教員					助手	合計
		教授	准教授	講師	助教	計		
健康科学部	理学療法学科	9	2	6	3	20	1	21
	整復医療・ トレーナー学科	10	3	3	4	20	3	23
	看護学科	9	12	7	7	35	1	36
合 計		28	17	16	14	75	5	80

表3 職員数（令和6（2024）年5月1日現在）

（単位：人）

専任職員	非常勤職員	合計
29	40	69

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は「設置目的」（学則第 1 条）にあるように、「総合的な教養を身につけた高度で資質の高い医療専門職の人材を育成」することを使命としており、この使命を果たすことにより「我が国の保健医療の向上と福祉の増進に寄与すること」を目的としている。

各学科の「教育目的」は学則第 3 条の 2 のとおりである。基準 1-1-②にて記載する。

1-1-② 簡潔な文章化

本学では「設置目的」および各学科の「教育目的」をすべて簡潔に文章化している。

「設置目的」（学則第 1 条）

SBC 東京医療大学（以下「本学」という。）は、保健医療に関する知識と専門の学術を教授研究するとともに、人間の本質を探究することにより、総合的な教養を身につけた高度で資質の高い医療専門職の人材を育成し、もって我が国の保健医療の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。

「教育目的」（学則第 3 条の 2）

各学科は、次の各号に掲げる事項を教育目的とする。

- (1) 健康科学部理学療法学科は、医療の高度化及び超高齢社会に対応した理学療法学を研究開発し実践する専門職を育成する。
- (2) 健康科学部整復医療・トレーナー学科は、超高齢社会及び国民の健康志向に対応した柔道整復学・アスレティックトレーナー学を研究開発し実践する専門職を育成する。
- (3) 健康科学部看護学科は、医療の高度化及び超高齢社会に対応した看護学を研究開発し実践する専門職を育成する。

1-1-③ 個性・特色の明示

文部科学省中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」は、高等教育のうち大学が有する七つの機能を挙げていたが、本学の場合、「設置目的」や「教育目的」で明示しているように「高度専門職業人養成」に比重を置いている。

1-1-④ 変化への対応

本学は、開学 19 年を経過する中で、保健・医療・福祉を取り巻く社会の要請や情勢の変化を受けて、平成 19（2007）年に健康科学部に整復医療・トレーナー学科を設置、平成 23（2011）年に芸術学部の学生募集停止、看護学科の設置に至ったが、その都度「設置目的」および「教育目的」の変更を行ってきた。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、基準1-1-④で述べたように、学部や学科の改組があり、その都度「設置目的」および「教育目的」を変更してきたが、社会の要請や情勢の変化を受けて学部や学科の改組が行われた場合には「設置目的」および「教育目的」の変更を行う。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2の自己判定

「基準項目1-2を満たしている。」

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

基準1-1で述べたように本学の使命・目的および教育目的は学則第1条、学則第3条の2、大学HPに公表・明示しており、学則は毎年新年度開始時に『学生便覧・履修の手引』を役員および教職員に配布し、「設置目的」および「教育目的」の再認識や理解を深めることを図っている。また、大学HPには役員および教職員の理解と支持のもとに学則を公表・開示して、理解と支持が得られるように図っている。

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的および教育目的は、大学HP、大学案内、学生募集要項、学生便覧等の印刷物をはじめ、入学式、学位授与式、FD活動、公開講座等において、周知している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学は、中長期計画策定のため平成30(2018)年5月10日の教授会より検討を重ね、企画会議内委員会として中長期計画策定委員会を発足、同年11月29日に第1回委員会を開催した。その後、令和元(2019)年9月5日、保健医療を取り巻く環境の変化に対応し、将来を見通した「了徳寺大学中長期計画」を策定した。

しかし、令和元(2019)年9月5日策定の「了徳寺大学中長期計画」は内容が概略的であり、また、財務計画との対応が含まれていないことなどから、改定が必要と考えている。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

基準1-1にて述べたように、平成29(2017)年から平成30(2018)年にかけて主に教授会にて三つのポリシーの改定に向けた検討を重ね、大学HPおよび『大学案内』に新たに公表した。またその際に健康科学部全体の三つのポリシーも新たに策定し社会からの大学への要請との整合性が取れるようにした。これら新しい三つのポリシーの策定に当たっては、学則に定める大学の「設置目的」、学科の「教育目的」を踏まえている。特に「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」および「カリキュラム・ポリシー」の策定に際しては、学則に定める「設置目的」および「教育目的」との整合性に留意した。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織は、健康科学部、教養部、医学教育センター、附属図書館、学術情報センター、附属診療所、およびウェルネストレーニングセンターから構成される。このうち医学教育センターは健康科学部内の組織である。

教養部は健康科学部の教養教育を担当する。健康科学部は3学科より成るが、全学科の専門基礎教育を医学教育センターが、専門教育を各学科が担っている。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、令和6（2024）年4月1日から、大学名称を「SBC 東京医療大学」に変更した。このことは、本学がSBCメディカルグループの一員であることを明らかにするとともに、学則第1条に規定している「保健医療に関する知識と専門の学術を教授研究するとともに、人間の本質を探究することにより、総合的な教養を身につけた高度で資質の高い医療専門職の人材を育成し、もって我が国の保健医療の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする」という医療専門職の人材を育成する大学であることを明確にするという目的によるものである。

したがって、今後は、新たな大学名称のものと、本学の使命・目的をあらためて、発信し、教職員においても、その名にふさわしい大学を創るという主体的な姿勢が求められる。令和6（2024）年度は、中期計画の改定が予定されており、本学の教育研究活動に、使命・目的を反映させて、かつ実行しなければならない。

【基準1の自己評価】

以上のことから、『基準1．使命・目的等』は満たしている。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学では健康科学部および学科ごとのアドミッション・ポリシーを定め、『大学案内』や大学 HP に入学者受入れ方針を明示し、周知している。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入学者の受入れは「SBC 東京医療大学入学者選抜規程」（以下「選抜規程」という。）に従って入学試験委員会のもと、アドミッション・ポリシーに沿って 6 種類の入試区分によって行っている。また、すべての入学試験において面接を実施しており、アドミッション・ポリシーの趣旨に合致した学生を選抜している。面接を担当する教員は公平性、客観性、厳格性を保ちながらアドミッション・ポリシーに沿って合格者を選別することができるよう、面接時には本学独自のルーブリック（面接要綱）を用いている。開学以来、筆記試験の問題は選抜規程第 8 条に従って本学が独自に作成しており、その適正については入学試験委員会において検討を行い、それを入試本部会議にフィードバックして検証しており、入学者受け入れの質保証に努めている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学における入学定員、収容定員および在籍学生数は、表 1 のとおりであるが、入学定員 240 人に対し、令和 6(2024)年 5 月 1 日現在の入学者数は 270 人であり、入学定員に対する入学者数の比率は約 112.5 %であった。また、収容定員 960 人に対し、令和 6(2024)年 5 月 1 日現在の在籍学生数は 1,038 人であり、収容定員に対する在籍学生数の比率は約 108.1 %であった。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

入学者受け入れの土台となるアドミッション・ポリシーについては、大学全体で社会状況等を考慮して必要に応じて改正を図っていくことを考慮に入れており、またそれに対応した入学者選抜方法の在り方も常に変えていく。アドミッション・ポリシーに沿った入学希望者の募集のためにはオープンキャンパスが重要であるとの認識のもと、その内容、実施方法、時期、回数等について入試本部会議で検討を加えていく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では、事務局学務課による受講登録業務、成績判定登録業務、学修管理業務等と、

教員による学生担任制度（アドバイザー制度）とが協働して学生一人ひとりの学修支援に当たっている。また、「SBC 東京医療大学学内委員会規程」により、教務委員会や学生委員会など学修に係る委員会に教員と職員が参加し、学修支援に関する方針や計画、実施体制を整備、運営を続けている。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では、TA や SA (Student Assistant) 等の制度は用いていないが、各学科に所属する助手を授業補助として活用している。また、次の学修支援を実施している。

1. 入学前準備教育

総合型選抜及び学校推薦型選抜による入学予定者を対象に、入学前準備教育を実施している。これは、合格してから入学までの期間、勉学習慣を継続し、または基礎学力を補強して大学入学後の授業に備える事を目的としているものであり、その内容に関しては入学前・初年次教育委員会で検討を行っている。科目については、入学後の授業理解にとって各学科が必要と考える科目を選定している。課題作成、採点およびレポート添削は教員が、発送、回収は職員が行っている。

2. 初年次教育

新年度始めに、新生にはオリエンテーションとガイダンスを、在學生にはガイダンスを各学科で実施している。オリエンテーションでは、学生生活全般について職員が指導し、ガイダンスでは、各学科学年に応じた学修への取り組み、履修を教員が指導している。また、新生には、前期木曜日 3 限 15 コマを「初年次教育プログラム」として単位化（1 単位）して出席を義務付けた「人間関係実践演習 I（初年次教育）」を開講し、これからの学修および学生生活で基礎となる知識を身につけさせている。

3. 保護者面談の実施

令和 5(2023)年 5 月に全学科 2、3 年生及び看護学科 4 年生の保護者、8 月に理学療法学科及び整復医療・トレーナー学科 4 年生の保護者を対象に保護者会を開催した。学生の学修状況や、学生生活・進路相談など、学生支援担任アドバイザーの教員が、個別に保護者からの相談に応じている。

4. 障がいのある学生への配慮

本学では「SBC 東京医療大学障がい学生支援規程」により、障がいのある学生への配慮に努めており、これまでに、肢体不自由による車イス利用者、視覚障がい者、聴覚障がい者、血友病患者等を受け入れた。年度始めの教授会では障がいのある学生の情報を共有し、各学科で対応を分析、配慮するようにしている。また、障がい学生の個人情報保護については、教職員に徹底している。

5. オフィスアワー制度の実施

学生からの授業科目等に関する質問や相談に応じるため、また学生と教員のコミュニケーションを充実させるため、授業以外の時間帯で専任教員は週 1 コマ以上、非常勤講師は授業終了後にオフィスアワーを設けている。オフィスアワーの時間帯は、1 階学生掲示板、5 階エレベーターホール、大学 HP 内「学内掲示板情報」、研究室の扉等に明示しており、制度は全学的に実施されている。

6. 学科会議の開催

定期的に行われている学科会議において、各教員から教育活動支援への要請を適切にくみ上げている。

7. 中途退学、休学及び留年者への対応策

本学では「SBC 東京医療大学学生支援担任アドバイザー規程」に基づき、担任による学生個人面談が行われており、特に中途退学、休学、留年になりやすい多欠学生には丁寧な支援・指導を行い、メールを用いて当該学生に注意喚起を促している。退学、休学、留年などの意思表示に対しては、担任から学科長に報告し、学生、保護者(保証人)、学科長で

三者面談を行っている。この際の報告書は退学、休学、留年などの実態、その原因分析、改善方策等の検討のために教授会に提出されている。

8. 国家試験不合格者への対応策

本学では「SBC東京医療大学特別研究生に関する規程」により、専任教員より国家試験を受けるための指導が受けられ、学生の教育に支障がない範囲において指導教員等が担当する授業科目及び国家試験対策授業を学長の許可を得て聴講することができ、図書館や実習施設などの学内施設を利用することが可能な独自の制度がある。特別研究生向けの奨学金制度も備えている。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

入学前準備教育および初年次教育の効果を評価することは容易なことではないが、入学前・初年次教育委員会で常により良い方策を検討する。また、大学として休学・退学・留年等の学修困難者への対策は極めて重要であり、担任アドバイザー、学科、事務局が一体となって今後もより綿密なサポート体制を構築していく。なお、現在学術情報委員会でICT教育の見直しを検討しており、ICT教育をより充実させることによって学生の学修支援向上も図る。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

1. キャリア教育のための支援体制

1) 本学の就職率の推移

本学における過去 3 年間の就職率は、令和 3(2021)年度 92.3 %、令和 4(2022)年度 89.3 %、令和 5(2023)年度 91.6 %と成果をあげている。

2) 就職支援体制

本学では「SBC 東京医療大学進路支援本部規程」により、進路支援本部会議が置かれ、学生への社会的・職業的自立の支援に向けた方針を決定している。また、各学科には進路支援部（責任者：学科長）が置かれ、事務局学務課での指導実践などとあわせ、教員組織と事務組織が連携して就職支援に臨んでいる。

3) 教育課程内外での取り組み

i 教育課程内での取り組み

本学は、「医療人」になるため、目標の一つに国家資格、その他の資格を取得することがある。これらの資格を取得するための科目では、学生の職業意識を高めるとともに、卒業後の就職等に活かされるよう工夫している。特に、学内実習を中心としたキャリア教育に関連する科目では、3 学科共に医療人としての職業倫理やチーム医療としてのコミュニケーション能力が培われるようカリキュラムを構成している。

ii 教育課程外での取り組み

本学では模擬試験を積極的に活用している。各学科では国家試験対策会議が中心となって、学生全員が国家資格を取得できるように、模擬試験（各学科教員が問題を作成する学内模擬試験と予備校等による学外模擬試験がある）を導入、補講等を行っている。

iii 就職・進学に対する相談・助言体制の整備と運営

本学では次の方法で学生に就職や進学での相談、助言を行っている。なお就職や進学が決まった場合は、学生支援担任アドバイザーを通して学務課に内定届を提出する。

・個別相談

学生支援担任アドバイザーは、学修相談とあわせて就職、進路相談を行っている。

・キャリア支援室

本学図書館内にキャリア支援室を設置し、病院等からの求人情報、企業パンフレット、大学院進学などキャリアに関する資料および就職試験対策参考書などを設置し、自由に利用できる環境を整備している。また、大学ポータルシステム内「キャビネット」からも求人情報を閲覧できる環境を整えている。

・就職説明会

理学療法学科及び整復医療・トレーナー学科は令和 5(2023)年 8 月に、看護学科は令和 6(2024)年 2 月に、学内にて就職説明会を開催した。

・就職ガイドブック

それぞれの学科の就職活動の状況に対応した、履歴書の書き方や面接を受ける際のマナーなどを記した『就活ガイド』、『就活マナーの実践』を刊行し、配布した。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

全体的に就職の実績は順調に推移しているが、さらに充実した対応が出来るよう、以下の対策を講じる。

- ①国家試験対策の充実化とともに、学生の就職に対する意識付けを図る。
- ②個別対応により重点を置いた教育のあり方を考え、導入する。
- ③学生支援担任アドバイザー制度をより一層強化する。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では、学生生活の安定のため以下の支援を行っている。

1. 学生サービス、厚生補導のための支援

本学では学生サービス、厚生補導は、学生委員会など関係委員会、保健管理センターおよびメンタルサポートセンターが学務課と連携を取りながら行っている。業務内容は以下のとおりである。

- ①学生証・仮学生証（学生証を忘れた場合のもの）の発行に関する事
- ②学生の健康診断、健康管理・指導、保健室、学生相談室の利用に関する事
- ③保険に関する事
- ④奨学金に関する事
- ⑤学園祭に関する事
- ⑥留学生に関する事
- ⑦社会人入学、編入、転入学に関する事
- ⑧特待生（スカラシップ）に関する事
- ⑨体育館等の施設の使用に関する事
- ⑩在学証明書、健康診断証明書等の発行に関する事
- ⑪通学定期券の発行に関する事
- ⑫自転車通学許可書の発行に関する事
- ⑬学生のアルバイト、アパートの紹介に関する事
- ⑭課外活動の指導および援助に関する事
- ⑮学生の懲戒処分および定期試験における不正行為に関する事
- ⑯遺失物に関する事

- ⑰ 学生懇談経費に関すること
- ⑰ その他学生サービス、厚生補導に関すること

2. 学生に対する経済的な支援

1) 特待生（スカラシップ）制度

本学では、スカラシップ入学試験において優秀な成績を収めた者より選出される入学試験特待生制度と、1～3年の各年次の成績(GPA)上位者より選出される在学特待生制度を設けている。

2) 奨学金および修学支援

学務課では、日本学生支援機構の奨学金（定期採用）のほか、家計支持者の失業等により家計が急変してしまった学生に対して応募可能な奨学金を紹介している。

この他、保健師等修学資金や理学療法士等修学資金などの地方公共団体および民間団体の奨学金については、募集があるごとに掲示で案内している。

令和5(2023)年度の実績は、表2-4-1のとおりである。

表2-4-1 令和5(2023)年度奨学金実績一覧

奨学金の種類	人数
日本学生支援機構第一種奨学金	167
日本学生支援機構第二種奨学金	311
第一種・第二種奨学金 併用貸与者	72
日本学生支援機構給付奨学金	97
千葉県保健師等修学資金	24
地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院	1
あしなが育英会	3
公益財団法人沖縄県国際交流人材育成財団	1
島根県「ふるさと」看護奨学金	1
医療法人徳洲会（看護）	2
医療法人社団明芳会（看護）	1
千葉県済生会（看護）	2
東京歯科大学市川病院（看護）	1
医療法人社団時正会（看護）	1
医療法人財団明理会	2

3. 学生の課外活動への支援

本学の課外活動は学友会のもとで運営されている。学友会は本学の全学生が所属する組織であり、「開学の理念」に基づき、協力と団結による自主活動によって、学風の浸透と豊かな人間性の形成に寄与することを目的としている。

組織は執行部のもとに、部・サークル委員会、よつば祭（学園祭）実行委員会、学生生活・交通委員会、卒業記念実行委員会の四つの委員会で構成されている。

部・サークル委員会には、18団体（運動系15団体、文化系3団体）が加盟している。これら公認・準公認の各部・サークルに、1人以上の顧問教職員を置き指導に当たっている。活動には、教室や体育館、学内グラウンドのほか、浦安市内の体育施設等を利用している。

ボランティア活動は、募集团体の依頼に応じ、紹介している。

4. 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等

学生に対する健康相談、心的支援は、「SBC 東京医療大学保健管理センター規程」に則り、保健管理センターが中心に担っている。

1) 定期健康診断

全学生を対象とした健康診断は、毎年4月から6月に行っている。健康診断の結果は学生に通知され、2次検査が必要となった学生については、保健管理センターが個別に対応している。

2) 健康相談

学生からの健康面での相談事項は、保健室（学校医3人と看護師1人）が担当している。学校医・看護師は、保健室の開室時間に常駐している。

看護師は学生から体調や症状など健康面での相談があったときは、症状や生活習慣についての聴取、保健指導等を行っている。学校医の指導が必要な場合は、学生の了解を得て、看護師同席のもと学校医面談を実施している。面談は保健室で行っている。心の健康問題が認められた場合は、学生相談室の利用を勧めている。

相談者が医療機関で受診した場合は、各検査結果の提出、処方薬の確認、再診の有無などを聴取するなど情報収集に努めている。通院が長期になる学生に関しては、定期受診の結果を提出するよう促し、長期的に経過も観察している。

令和5(2023)年度の保健室利用状況は、表2-4-2のとおりである。

表2-4-2 令和5(2023)年度保健室利用状況

区分	人数
外科	75
発熱	45
消化器症状	28
頭痛	48
眩暈	7
咽頭痛	24
過呼吸	1
生理痛	12
鼻出血	3
掻痒感	4
ワクチン等相談	277
病欠・保険等相談	9
その他	127
合計	660

傷病者発生時は、「傷病者発生時の対応」に従い、教職員が迅速に対処している。

3) 心的支援

学生の心の健康問題解決を支援し、学生生活の様々な困難を乗り越えるための援助を行うことを目的に、保健管理センターのもとにメンタルサポートセンターを設置し、カウンセラーが「SBC 東京医療大学カウンセラー設置要綱」に基づき、専用の面談室において学生相談業務を行っている。

メンタルサポートセンター内にあるメンタルサポート委員会は、同センターの管理運営に関する重要な事項を審議している。

相談内容は、友人や家族との人間関係についての悩みが多く、他には学生の臨床（臨地）実習についての悩みや不安を相談するケースも見られる。

相談件数は、表2-4-3のとおりである。

表 2-4-3 学生相談室利用件数（令和元年度～5年度）

	令和元年度(2019年度)	2年度(2020年度)	3年度(2021年度)	4年度(2022年度)	5年度(2023年度)
新規受付件数	9	3	20	17	24
前年度からの継続件数	1	1	1	1	4
延べ面接回数	116	42	120	53	84
教職員とのコンサルテーション	25	25	40	13	6

専門医の診断が必要と考えられる場合は、保健管理センター所長（学校医）の指示のもとに、学校医による相談や医療機関への紹介を行っている。

また、本学では、令和 5（2023）年度から、匿名相談が可能な本学専用の外部相談窓口を開設した。1年間の利用実績は、チャットボット訪問数 27 件（そのうち FAQ タップ数 8 件（からだの相談 1 件、こころの悩みや不調の相談 7 件）、電話相談 7 件（ストレス・メンタルヘルスに関する相談 6 件、その他（利用方法に関して）1 件）、電話カウンセリング 5 件（全件、ストレス・対人関係）であった。提供メニューである面談カウンセリングの申し込みはなかった。今年度は導入初年度であり利用数も限定的であったが、今後は、本相談の周知、相談後のフォローなどが課題である。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生が安心して生活できるように、引き続き現行の制度や体制を活用し、支援の拡充を図る。今後も多様化する学生の相談やメンタルケアを必要とする学生に対してより細かな対応ができるよう教員、職員、保健室、学校医および学生相談室で連携を深める。奨学金についても引き続き学生の実態把握に努め、更なる充実を図る。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

教育目的を達成するために必要な教育環境は、大学設置基準ならびに理学療法士作業療法士学校養成施設、柔道整復師学校養成施設および保健師助産師看護師学校養成所の各指定規則に適合した施設・設備を確保している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

1. 実習施設

本学では、実習施設として、3 階に看護系と芸術系の実習室、4 階に理学療法系と整復医療・トレーナー系の実習室、5 階にウェルネストレーニングセンター、アスレティックトレーナールームを設置している。また、附属クリニック 5 か所（船堀整形外科、上青木

整形外科、新小岩整形外科、高洲整形外科、葛西整形外科内科) と、医療社団法人了徳寺会のクリニック 1 か所 (両国みどりクリニック) を必要に応じて使用している。

2. 附属図書館

本学では、「SBC 東京医療大学附属図書館規程」に基づいて、図書委員会が計画的に一般教養図書、基礎医学分野図書、専門分野図書の増冊を図るとともに学術雑誌の整備に努めている。開館時間は、通常、月曜日から土曜日の 8 時 30 分から 20 時 20 分までである。また、学生が自由に検索等を行うことができる OPAC 対応のコンピューターはじめ、Windows コンピュータールームおよび Mac パソコンルーム (77 席、63 台)、スタディールーム (個人自習室)、グループ研究室を設置し、附属図書館内の蔵書等を利用して、自習やディスカッションができるスペースを整備している。

令和 5(2023)年度の延べ来館者数は 91,362 人、延べ貸出冊数は 2,893 冊であった。

3. 情報処理室

本学では学術情報センターを設置し、学術情報委員会が中心に運営、整備等を行っている。3F にある情報処理室では 71 席、端末を 68 台設置して、通常、月曜日から土曜日の 8 時 30 分から 20 時 20 分まで開室しており、授業での利用のほか、学生がレポートを書くうえで必要な情報提供サービス、例えば医学書ジャーナルや書籍の電子配信サービスである「医書.jp」などを提供している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

バリアフリー環境等については、多目的トイレ、誘導用ブロック、点字案内、階段手すりなどを設置し整備している。また、建物の耐震性については、耐震基準に適合している。施設・設備の保守・点検は、空調、電気設備、エレベーター、ネット回線、ポンプ、受水槽及び消防機器などについて、専門業者と定期的な保守・点検を行うよう委託契約を結び、安全管理に努めている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学の教室は 300 人収容教室が 2 室、100 人収容教室が 3 室、96 人収容教室が 1 室、50 人収容教室が 6 室および 16 人収容演習室が 2 室であり、履修者が収容数を超過している授業はない。

このほか授業については、「総合英語 I」などで 30 人を単位とする少人数クラスを編制するとともに、各学科の実習・演習科目では、助教や助手を複数配置して学生が実技に取り組みややすくするなど、教育効果を高めるためのさまざまな取組みがなされている。

(3) 2-5 の改善・向上方策 (将来計画)

学習環境の整備に当たっては、学生委員をはじめ各委員会と連携し、随時検討し、附属図書館や情報サービス施設をはじめとする設備面の利便性を高める。授業で用いるための新たなソフトウェアの導入なども検討している。また、維持管理に関する計画を専門業者と連携して立案・実施し、施設設備の長期的維持に努める。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、学修支援、心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活および学修環境に関する学生の意見や要望の把握は、一括して、学生支援担任アドバイザー制度のほか、次の手段によって行っている。

1. 学生生活アンケート

学生委員会では、4年ごとに、学生生活全般にかかる Web アンケートを在学生に実施している。アンケート結果は、同委員会で分析、審議し、その結果を企画会議および教授会に報告、学修支援、学生生活および学修環境の改善に努めている。

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

学生の意見・要望には時間を置かずにその都度真摯に対応する必要があるが、その内容を十分に吟味し大学の改善に資する建設的なものを取り上げるようにする。今後も学生支援担任アドバイザー制度、学生生活アンケートのシステムそのものの改良も検討する。

【基準2の自己評価】

以上のことから、『基準2. 学生』は満たしている。

基準 3. 教育課程**3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定****3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知****3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知****3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用**

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では学則 3 条の 2 で定めた「教育目的」を達成するため、健康科学部及び各学科においてディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）を定め、大学 HP および『大学案内』で公開している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知**1. 単位認定基準**

健康科学部および各学科のディプロマ・ポリシーに沿うよう学生に単位の履修を促すため、本学では学則の第 16 条で単位の授与を次のように定めている。

第 16 条 授業科目を履修した者に対して試験を行い、合格した者にその科目を修得したことを認定し、所定の単位を与える。

2 単位の認定は、教授会の議を経て学長が行う。

これを受けて、本学では、単位認定の基準として、「SBC 東京医療大学履修規程（以下「履修規程」という。）」を定め、授業の出欠席と公欠等（第 4 条）、授業の出欠確認（第 5 条）、成績の判定（第 11 条）、定期試験（第 12 条）、追試験（第 13 条）、再試験（第 14 条）および受験資格（第 15 条）を規定している。

なお、試験の方法は、筆記試験のほか、レポート提出、作品の提出、実技および実習等がある。

こうした単位認定の基準は、『学生便覧・履修の手引』に明記し学生に周知している。

また、各科目での試験実施の方法については大学 HP 上で閲覧できる「Web シラバス」に明記し学生に周知している。

なお、学生が本学入学前に他大学や短期大学等で修得した単位については、単位認定制度として、学則第 18 条および「SBC 東京医療大学入学前の既修得単位の認定に関する規程」を定めている。

単位認定制度は、『学生便覧・履修の手引』に明記し学生に周知している。

2. GPA 制度

客観的に、一定期間の履修および学修状況をより明確に把握するため、本学でも GPA (Grade Point Average) 制度を導入している。

履修規程第 18 条に GPA を定め、表 3-1-1 のようにその基準を定めている。

表 3-1-1 GP (Grade Point) の基準

判定	合 格				不合格
	90 点以上 100 点まで	80 点以上 90 点未満	70 点以上 80 点未満	60 点以上 70 点未満	
成 績					60 点未満
成績評価	秀	優	良	可	不可
GP	4	3	2	1	0

GPA については、『学生便覧・履修の手引』に明記し学生に周知している。

3. 進級基準

本学では休学した場合を除き 4 年次まで留年はない。このため進級基準はない。

ただし、教育効果を高めるために先修条件を設けている科目があり、先修条件にある科目の単位を修得していない場合には 4 年間で卒業することができないことがある。

この先修条件は『学生便覧・履修の手引』に明記し学生に周知している。

4. 卒業認定

卒業認定は学則第 36 条に次のように定めている。

第 36 条 学長は、本学に 4 年以上（編入学、転入学又は再入学した者にあつては、第 27 条の規定により定められた期間）在学し、別表 2 に定める単位数を取得した者について、卒業を認定する。

卒業に必要な単位数は『学生便覧・履修の手引』に明記し学生に周知している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

1. 単位認定基準

学則第 16 条および履修規程の各規定に基づいて授業科目ごとに授業担当者が実施した試験（筆記試験、レポート提出、作品の提出、実技および実習等を含む。以下同じ。）の合格者を教授会に報告、単位の認定を審議している。

2. GPA 制度

GPA は、毎年 10 月と 3 月に学生に成績評価通知とともに通知している。また、この通知は保護者に対しても直接郵送している。

なお GPA が 2.0 未満の者に対しては学生担任が面接し指導に当たっている。

3. 進級基準

進級基準がないため、適用なし。ただし、看護学科は 2024 年度入学生より、進級制度を取り入れる。

4. 卒業認定

卒業認定は、学則第 36 条の規定に基づき、次のような手順で認定を行っている。

- ① 各学科において、学務課が作成した単位認定資料をもとに 4 年次生の単位取得状況および卒業試験の結果を確認する。
- ② ①において確認した結果をもとに、学長が卒業を認定する。
- ③学長は、認定結果を教授会に報告する。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを策定、周知し、それをもとに単位認定基準および卒業認定基準等を定め、厳格に適用しているが、ディプロマ・ポリシーや各認定基準については時代や社会の要請に応じて適宜改定を行う。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

健康科学部および各学科において、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）を定め、教育目的を達成することを目指している。カリキュラム・ポリシーは、大学 HP および『大学案内』で公開している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学では、大学 HP において、学科別にカリキュラムツリーが公表されており、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーに一貫性があることが示されている。

例えば、看護学科の教養科目では、ディプロマ・ポリシーが求める人材育成像、「身体的、心理的、社会的に多様な視点で人を理解する努力ができる」、「人の自立と健康に役立とうという気持ちで接することができる」および「教養としての知識、専門的知識をもとに事実を確かめ、物事を深く考えることができる」に対して、「教養科目と看護専門科目と関連づけて、人間を多方面から理解できるカリキュラムとする」というカリキュラム・ポリシーが対置されている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

基準 3-2-②で述べたように、本学が大学 HP で公表している学科別のカリキュラムツリーによれば、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を持つカリキュラム・ポリシーに基づき各授業科目が設置されており、個々の授業の位置づけが体系的に組み立てられている。

また、シラバスについては大学 HP において「Web シラバス」が公開されている。

履修登録単位数の上限については、履修規程において、1 年間に登録できる卒業に必要な履修単位数の上限を、理学療法学科は 44 単位、整復医療・トレーナー学科及び看護学科は 50 単位（看護学科の 2021 年度以前の入学者は 44 単位）と定めており（キャップ制）、『学生便覧・履修の手引』で明示している。

3-2-④ 教養教育の実施

教養教育科目は、学生が選ぶそれぞれの専門職で必要となる思考力や感性を養い、豊かな人間性と倫理観を涵養するための授業を用意している。このために、異文化への理解を深めること、コミュニケーション能力を身につけること、人間の尊厳を重視すること、科学的探究心・向学心・批判的思考と研究的態度を身につけることを目的とする授業を行っている。具体的には、表 3-2-1 に示す 5 つの領域から構成されている。大学の教育理念に基づき、また教育目的を実現するため、3 学科の学生が共通で履修する科目から、必修科目と選択科目を合わせて 28 単位以上の履修を義務付けている。専門基礎科目、専門教育科目学修の際の基礎となる科目があるため、原則として 1, 2 年次に配当している。

全 41 科目のうち、3 学科共通の必修科目は 9 科目ある。それに加えて、整復医療・トレーナー学科は「スポーツ理論と実習Ⅱ」、看護学科は「実践医療英語Ⅰ」「芸術表現Ⅰ」「芸術表現Ⅱ」の 3 科目を、それぞれ必修科目としている。特に、本学の「開学の理念」と「教育理念」を反映し、看護学科は芸術の学修を通して培った感性を看護のこころに生かすことを目指して芸術科目を重視している。

表 3-2-1 教養教育科目の領域のねらいと科目例

領域	ねらいと科目例
人間の本質の探究	・文化や人文科学などを学ぶことで人の考え方や価値観の形成について学び、豊かな人格を涵養する。「日本武道文化論」「心理学」「世界の歴史と文化」など 8 科目を設

	置。
自然と社会の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・自然科学および社会科学を学ぶことで、現代社会が直面する基本的な諸課題について総合的に判断できる能力を養う。「現代物理学」「現代生物学」「日本国憲法」など9科目を設置。 ・理学療法学科は、本領域において「人間関係実践演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を設置している。
情報の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達や処理について学び、人間関係のあり方や国際人としてのコミュニケーション能力を修得する。「情報処理演習Ⅰ」「総合英語Ⅰ」など9科目を設置。
こころとからだの表現	<ul style="list-style-type: none"> ・人間の健康・文化・社会活動を実践し、その心を理解する。「スポーツ理論と実習Ⅰ・Ⅱ」「芸術表現Ⅰ・Ⅱ」「体育実技（体づくり運動）」など12科目を設置。
人間関係の実践 (理学療法学科は「教育の基礎的理解」)	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション能力を身に付け、患者や家族に思いやりをもって対話できる能力を養う。「人間関係実践演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の3科目を設置。 ・理学療法学科は、「教育の基礎的理解」の領域において、教育の意義や、関係する諸概念と基本的問題について基本的な理解を深め、教育、指導、学習などに役立つ心理学や方法学の知識や考え方を学ぶ。「教育原論」「教育心理学」「教育方法論」の3科目を設置。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

授業の学習目標を達成するために、授業の形態や内容に応じて様々な教授方法における工夫を取り入れている。

まず、演習室を除いた全教室に AV 機器とプロジェクターを設置しており、単にホワイトボードを使うだけでなく、マルチメディアによる教育効果の向上をねらっている。

また、教養教育科目の「総合英語Ⅰ」と「総合英語Ⅱ」において、学生の到達度に合わせて10人以上30人未満のクラスを編成、学生の理解度が高まるよう配慮しているように、実技や演習科目を中心に、30人以下の少人数制の授業を多く行っているほか、情報処理科目では学生1人につき1台ずつのPCが使える環境を整えている。

こうした工夫以外に、各学科における特徴的な教授方法の工夫について以下に述べる。

〔医学教育センター〕臨床・基礎医学教育の充実

医学教育センターでは、医療従事者として疾病への十分な理解と医師との円滑なコミュニケーションをとれる人材の育成を念頭に、本学の各学科の専門科目修得のために必要な共通の医学知識を1年次～2年次学生に教育している。基礎医学系教育（「解剖学」「生理学」「生化学」「現代生物学」「微生物学免疫学」「栄養学」「薬理学」）のほか、臨床医学（「内科学」「疾病・治療学」「外科学」「整形外科学」「画像診断学」「スポーツ医学」「スポーツ傷害論」）および社会医学（「疫学」「公衆衛生学」）をそれぞれの専門教員が担当している。さらに解剖学実習では女子医科大学解剖学教室の協力を得て実際の人体解剖を見学しているほか、生理学実習では人体の生理機能について実際にデータを取るなど、具体的な人体構造や機能の理解を促す知識の醸成に努めている。

〔理学療法学科〕動画撮影による実技演習、複数教員制授業

「日常生活活動学実習」、「理学療法評価学Ⅰ」、「理学療法評価学Ⅱ（画像評価を含む）」、「機能能力診断学実習」、「基礎運動療法学実習」、「整形系外科系障害理学療法学実習」、「神経系障害理学療法学実習」、「内部障害理学療法学実習（喀痰・吸引を含む）」では、評価技術・理学療法技術などの習得のために、教員が実施した実技を動画撮影し、説明を行いながらリアルタイムでスクリーンおよびモニターに表示するとともに繰り返し行い、学生が手順や方法などを確認しながら練習を行えるよう環境整備をして、アクティブ・ラーニングを実施している。また、実技の際には、複数の教員を配置して学生へ公平かつきめ細やかな指導ができる体制を整えている。「運動学実習」では、各グループに分かれて教室および教員を配置した実習授業を行い、教員対学生比に配慮した少人数制の学生指導を実践している。また、「理学療法特講Ⅰ」では、「整形外科学」「内科学」「神経内科学」などの臨床医学と、理学療法評価と介入を学ぶ「整形外科系障害理学療法」「神経障害理学療法」「内部障害理学療法」などに関する「学・実習・演習」の各授業、および理学療法評価に関する授業である「理学療法評価学Ⅰ」「機能能力診断学実習」「理学療法評価学Ⅱ」を統合し、疾患名から評価計画立案、仮想の評価結果をもとにした理学療法プログラムとゴール立案、さらに患者を想定した学生同士での評価や理学療法プログラムの練習までの一連の理学療法過程をアクティブ・ラーニング形式にて体験し、臨床実習に臨むことができるように内容を変更している。「理学療法特講Ⅱ」では、座学のみならず、実技（検査・測定）をグループに分けて総合臨床実習の時期に該当していない時期に少人数制でペアになり実施し、教員は1～2名の配置にて指導にあたった。

〔整復医療・トレーナー学科〕複数教員制による授業

講義科目において知識、理論を教授する際、受講する学生が教室の構造や座席の位置などで、プロジェクター画像やホワイトボードの文字が見えにくいなどの不公平を生じないよう配慮するとともに必修科目や実技理論の授業においては可能な限り複数の教員（教員助手を含む）を教室に配置している。また実技科目においても同様で、実技を行う教員の手元などが見えにくい時のサポートとして、スクリーンおよびモニターに手元を映して、説明を行っている。また複数教員を配置して補助を行い、繰り返し練習が行えるように配慮し、学生への公平な指導ができるような体制を整えている。

また、臨床実習を含め現場を想定する講義においては、指導者とクライアントを想定したアクティブ・ラーニング形式にて体験をし、現場実習に活用できるような指導等をしている。

〔看護学科〕1グループ5名の臨地実習

すべての実習科目は、原則、5名を1グループとして臨地実習施設に配置し、これを1名の教員が指導担当する体制をとる。臨地実習施設との間では、実習要項および実習指導要領等を使用して実習開始前に実習のねらいや進め方などを綿密に打ち合わせ、実習目的や目標の共通理解を図っている。実習終了後には、学生の到達状況や今後に向けた課題についての報告書をまとめ、学生一人一人への指導やサポートを行うとともに、実習施設にも報告書を提出し、次の実習機会に向けて連携を深めている。

本学には、教授方法でのさらなる工夫や開発のため、本学の教育力の向上を図ることを目的にして授業の内容および方法の改善を行い、研修や研究の企画および実施について必要な事項を審議し運営にあたる組織として授業改善委員会がある。同委員会は、教養部、医学教育センター、各学科の教員および事務局職員で構成されおり、基準3-3で述べるような授業改善アンケート、公開授業およびアクティブ・ラーニングなどの研修を実施している。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー、そして教育課程の体系的編成が一貫して整備され、大学 HP 等を通じて公表されているが、学生が専門性をもつ医療人として精神的にも自立するために、思考力を養い、コミュニケーション能力および自立し継続的な学修能力を身につけることを目的として教養科目、専門基礎科目および専門科目において、学生があるテーマについて互いに議論を交わし自ら学ぶ主体的かつ能動的な学修ができるよう、アクティブ・ラーニングなど教授方法のさらなる充実化を図るべく研修会の回数を増やす。

3-3. 学修成果の点検・評価**3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用****3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック****(1) 3-3 の自己判定**

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用**

本学では三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法において、基準 6-3 で述べる「教育力向上のための PDCA サイクル」を用いて、ディプロマ・ポリシーに沿った授業の実現を目指している。

この目的を点検・評価する組織として、本学では授業改善委員会と学生委員会があり、それぞれ主体的な活動をしている。

1. 授業改善委員会による学修成果の点検・評価活動**1) 授業改善アンケート**

授業改善アンケートは、前期、後期において本学が開講している授業すべてに対して実施している。

2) 公開授業

授業改善委員会による公開授業は、授業の改善を図るために、担当教員ではない本学教員が参観、ピアレビューを行う授業であり、毎年前期と後期の各 1 回実施している。

3) 教員研修

FD 活動の一環として、全教員に対して「e-JINZAI for university」e-ラーニングシステムを導入し、必修テーマとして「アカデミックハラスメント予防研修 ～アカデミックハラスメントを起こさないために～」、「これだけは知っておきたいキャンパスハラスメントの知識と対応」、選択テーマとして「学校法人基礎研修」「大学教育入門」「大学職員の業務の特徴を理解する」から 1 つを選択して視聴、レポート提出を義務付けた。また、外部研究会の「ICT 利用による教育改善研究発表会」（公益社団法人私立大学情報教育協会主催）、「DX・AI 時代の高等教育の行方」（公益財団法人コンソーシアム京都）に教員 3 名が参加した。令和 6（2024）年 3 月 26 日には、令和 5（2023）年度全学教員研修会を開催した。

2. 学生委員会による学修成果の点検・評価活動**1) 学生生活アンケート**

4 年ごとに、学生生活全般にかかる Web アンケートを実施しており、直近では令和 4（2022）年 10 月に実施した。2 年に 1 回アンケートを実施しており、このアンケートでは学生の満足度のほか、「いままでの学修で身につけた力を 5 段階で評価してください」として、「物事に進んで取り組む力」や「他人に働きかけ巻き込む力」など 13 項目の設問を尋ねている。

2) 理学療法学科による学修成果の点検・評価活動

理学療法学科では、理学療法学科のアドミッション・ポリシー（AP：admission policy）、カリキュラム・ポリシー（CP：Curriculum Policy）、ディプロマ・ポリシー（DP：Diploma Policy）達成度可視化に関するアンケートを実施している。

令和5年度（2023年度）より4月、9月、3月に大学が掲げたアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに関して「どの程度達成できたのか」を自らがチェックし、その望ましい方向性を再確認するためのものとして実施している。理学療法士になるための学修過程で必要な心構えとして、行動目標の項目の周知に活かしている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

基準3-3-①で述べたように、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検とその評価方法は、授業改善委員会と学生委員会が担っており、学科別では理学療法学科で実施している。これらの委員会や学科では次のように教育内容・方法および学修指導の改善に向けたフィードバックを図っている。

1. 授業改善委員会による学修成果の点検・評価結果のフィードバック

1) 授業改善アンケート

学生が記入したアンケートは、各授業担当者は渡された集計データをもとに担当教員がリフレクションペーパーを作成して総務課に提出した。学生に対するコメントの公表を実施するとともに、次年度のシラバスにその内容を反映させ PDCA サイクルを実践している。

2) 公開授業

令和5（2023）年度は、7月19日に「スポーツトレーニング概論」（第13週）において本学教員35名が参観、場所を移して引き続いて行われたピアレビューには10名が参加し、「学修の振り返り」や「授業の教授方法」について活発に意見を交わした。

また、11月17日に「整形外科系障害理学療法学演習」において本学教員24名（授業者3名）が参観、ピアレビューには13名（授業者3名）が参加した。

3) 教員研修

大学における教育の教員理解を深めるために、全教員に対して「e-JINZAI for university」eラーニングシステムを導入し、必修テーマとして「アカデミックハラスメント予防研修 ～アカデミックハラスメントを起こさないために～」、「これだけは知っておきたいキャンパスハラスメントの知識と対応」、選択テーマとして「学校法人基礎研修」「大学教育入門」「大学職員の業務の特徴を理解する」から1つを選択して視聴後、レポート提出をした。また、令和6（2024）年3月26日には、令和5（2023）年度全学教員研修会において、「大学コンソーシアム京都」研修会の振り返りを実施した。内容は、「大学授業でICTしよう！」、「ICT利用による教育改善研究発表」、「DX・AI時代の高等教育の行方」について3名の教員が伝達講習を実施し、本学教員50名が参加した。

2. 学生委員会による学修成果の点検・評価結果のフィードバック

1) 学生生活アンケート

基準2-6でも述べたように、令和4（2022）年10月に実施した学生生活全般にかかるWebアンケート（学生生活実態調査）の結果は、学生委員会で分析、審議し、その結果を企画会議および教授会に報告後、大学HP内「情報公開」にて掲載、公表している。

2) 理学療法学科による学修成果の点検・評価結果のフィードバック

アンケート調査後、理学療法学科の教員内においてAP・CP・DP達成度の調査結果を共有し、各教員間の目標の共有認識を図っている。学生へのフィードバックの可視化の方法は検討を要する。

3. 国家試験対策

大学 HP 内の「情報公開」に合格者数を示しているが、令和 4(2022)年度における本学からの受験申請者（手続き者）において、理学療法学科（理学療法士）100%（新卒）であり、全国平均 95.3%（新卒）、整復医療・トレーナー学科（柔道整復師）92.3%（新卒）、全国平均 84.0%（新卒）、看護学科（看護師）93.6%（新卒）、全国平均 93.2%（新卒）であり、高位にある。

こうした合格率を維持するために、基準 2-3-①で述べたように、本学では、学科ごとに国家試験対策授業を開講し、模擬試験を実施して学生のニーズに応じている。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

ディプロマ・ポリシーに沿った授業を実現するため、授業改善アンケートや学生生活アンケートなどにより学修成果の点検・評価方法を確立、結果のフィードバックも見られる。理学療法学科における AP・CP・DP 達成度の調査結果についての学生へのフィードバックは実施を計画する。国家試験対策授業の開講や模擬試験の実施など国家資格取得に向けた種々の取り組みによって、本学学生の学修成果への満足度を高めようと努めてもいる。今後は、学生の就職先を対象としたアンケートを実施するなど、本学出身者に対する社会のニーズも把握する。

[基準 3 の自己評価]

本学は、設置目的と教育目的を明確にし、それらを実現するためのディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定めている。

単位の認定や卒業の認定では、学生が知り得る学則等の規則に基づいて厳格に単位を認定し、ディプロマ・ポリシーに基づいて学位を授与している。

また、カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程の体系的編成や教授方法の工夫、あるいはディプロマ・ポリシーに沿った学修成果の点検・評価により、3 学科の国家試験における合格率は高位を維持し、かつ進路決定率（新卒）は、令和 5（2023）年度において、理学療法学科が 95.2%、整復医療・トレーナー学科が 97.4%、看護学科が 98.1%と極めて高い。

こうした大学の教育活動については、設置目的と教育目的、三つのポリシーを起点として点検・評価を常に行い、フィードバックを実施している。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立と発揮については、教学運営の基幹となる重要事項については本部組織を設け、学長が本部長として学内意思統一の上、実施の陣頭指揮に立っている。入学試験本部、進路支援本部がそれである。

また、学長は人権委員会、学生懲戒委員会、個人情報保護委員会および自己点検・評価委員会の委員長として委員の意見の取りまとめを主導し、大学としての意思決定につなげている。

教授会は、大学の教学上の最高議決機関として学則第 52 条によって設置、「SBC 東京医療大学教授会規程」（以下「教授会規程」という。）に則って学長が議長として毎月招集し開催している。教授会では教学全般、すなわち学生の入学、休学、復学、留学、転科、転学、退学、除籍、卒業および賞罰に関する事項、教育課程および履修に関する事項、学生の厚生補導に関する事項、教員選考に関する事項、学則その他学内諸規程に関する事項、学長の諮問した事項、その他本学の教育および研究に関する重要な事項を審議している。議決は出席者の過半数の同意をもって成立としているが、可否同数のときは議長である学長が決することとしている。

一方で、学長が独断に陥らないため、学生からの要望は基準 2-6 で述べたように、学生生活アンケートにより受け付けている。また、保護者からの要望については電話等による日常的な受付のほか、保護者会を毎年開催し、アンケートや個別面談にて要望を尋ね、必要に応じて企画会議等で検討している。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

大学の使命と目的を達成することを目的に、学則では職員組織、教授会、学内委員会および企画会議から成る大学の運営体制を定め、教学マネジメントの構築を図っている。

第 50 条では、学長を補佐する副学長のほか、学部長、教養部長、学生部長、附属図書館長および学術情報センター長、健康科学部に医学教育センター長、各学科に学科長を置き、第 51 条で職務を定め、決定権限は「事案決定実施要綱」で定めている。

第 52 条では、基準 4-1-① で述べたように、重要な事項を審議するために教授会が置かれ、第 53 条においてその構成員が定められている。

なお教授会は教授会規程で定める代議員制をとることが多い。この代議員制は審議すべき教学に関する各事項を効率よく、かつ濃厚な議論を可能とするために採用しているものであり、代議員制による教授会の開催に際してはあらかじめ全教授より必要な検討事項、検討内容を代議員にあげるよう図っている。代議員は教授と事務局長等で構成されている。

第 55 条では本学の運営に関する連絡調整、企画調査等にあたるため、入学試験委員会、自己点検・評価委員会、教務委員会その他必要な学内委員会を設けることが定められており、「SBC 東京医療大学学内委員会規程」で定める教務委員会、学生委員会、入学前・初年次教育委員会、図書委員会、研究委員会、学術情報委員会、地域連携委員会のほか、「SBC 東京医療大学入学試験委員会規程」で定める入学試験委員会、「SBC 東京医療大学自己点

検・評価に関する規程」で定める自己点検・評価委員会、「SBC 東京医療大学生命倫理審査委員会規程」で定める生命倫理審査委員会、「SBC 東京医療大学教職課程委員会規程」で定める教職課程委員会、「SBC 東京医療大学防火・防災管理委員会規程」で定める防火・防災管理委員会、「SBC 東京医療大学の授業改善のための研修および研究に関する規程」で定める授業改善委員会、「SBC 東京医療大学保健管理センター規程」で定める運営委員会およびメンタルサポート委員会、「SBC 東京医療大学教職員衛生管理規程」で定める衛生委員会の16の委員会が設置されている。各委員会ではそれぞれの所掌事項につき審議し、その結果は学長に報告されている。

第56条では、基準4-1-①で述べたように、適正で効率的な大学運営を図るために企画会議が置かれ、協議事項が定められている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

事務組織は「SBC 東京医療大学事務組織規程」において組織、職制および事務分掌が定められており、各部課には教学マネジメントの遂行のために必要な職員を配置している。

(図4-1-1)。

事務局は、法人事務局と大学事務局を分離せず両者の機能を一体化した組織として編成し、人材を有効に配置して活用する体制をとっている。事務局長は理事長の命を受けて事務局を統括し、職員の指揮監督にあたっている。

学務課は、教養部長、学生部長および附属図書館長のもと、事務局としては事務局長の指揮監督を受けて教務・学生支援に関する業務を担っている。

教授会および学内委員会の事務は事務局各部課が担当している。

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

教学マネジメントにおいて、学長のリーダーシップが発揮できるシステムが構築されているが、これを大学の意思決定という作業にさらに効率的に迅速に齟齬なく結びつけられるよう学長補佐体制のさらなる充実と、学長をトップとする教員側と事務局とのさらなる連携、教学組織と理事会との意思疎通の向上を常に目指している。

また、事務局体制も大学が行う教育、研究、社会貢献のどれもがさらに遅滞なくミスなく高度なレベルで行えるよう常に上を目指してシステムの進化を考えており、それを可能とするよう教学マネジメントの機能性自体の向上を指向している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

「基準項目4-2を満たしている。」

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学の専任教員の配置は、表2教員数（令和6（2024）年5月1日現在）のとおりである。各学科の教員数は「大学設置基準」、「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」、「柔道整復師学校養成施設指定規則」および「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」で定める基準を満たしている。

また、専任教員の学位の種類および分野は表4-2-1に示すとおりであり、それぞれの科目についてその分野を専門とする教員を配置している。

表 4-2-1 学位の種類および分野（助手を除く）

(単位：人)

	博士	修士	学士	備考
教養部	社会福祉 1、理学 1、教育 2	体育 3、教育 1、文学 1、言語学 1	—	—
医学教育センター	医学 5、理学 1	—	—	—
理学療法学科	保健医療学 5、医学 3、理学 1	医療福祉管理学 1、リハビリテーション学 1、健康デザイン学 1、スポーツ健康科学 1、保健医療学 2	—	—
整復医療・トレーナー学科	鍼灸学 1、保健学 1	学術 1、スポーツ健康科学 7、医科学 1	経済学 1、人間科学 1、柔道整復学 3	—
看護学科	学術 1	学術 3、看護学 6、看護マネジメント学 1、教育学 1、経営学 1、国際教育学 1、人間学 2、保健医療学 2、保健学 1、老年学 1、リハビリテーション 1、学術 2、看護科学 1、情報学 1、精神保健学 1	法学 1、教育学 1、神学 1	—

1. 教員の採用・昇任

本学では専任の教授、准教授、講師、助教および助手の採用・昇任の方針は「SBC 東京医療大学教員選考規程」（以下「教員選考規程」という。）で定められている。採用・昇任については、大学設置基準の「教員の資格」の規定に則り、人格、学歴、職歴および教育研究上の業績に基づいて行うことを選考の根本基準としている。採用・昇任の手順は次の図 4-2-1 のとおりである。

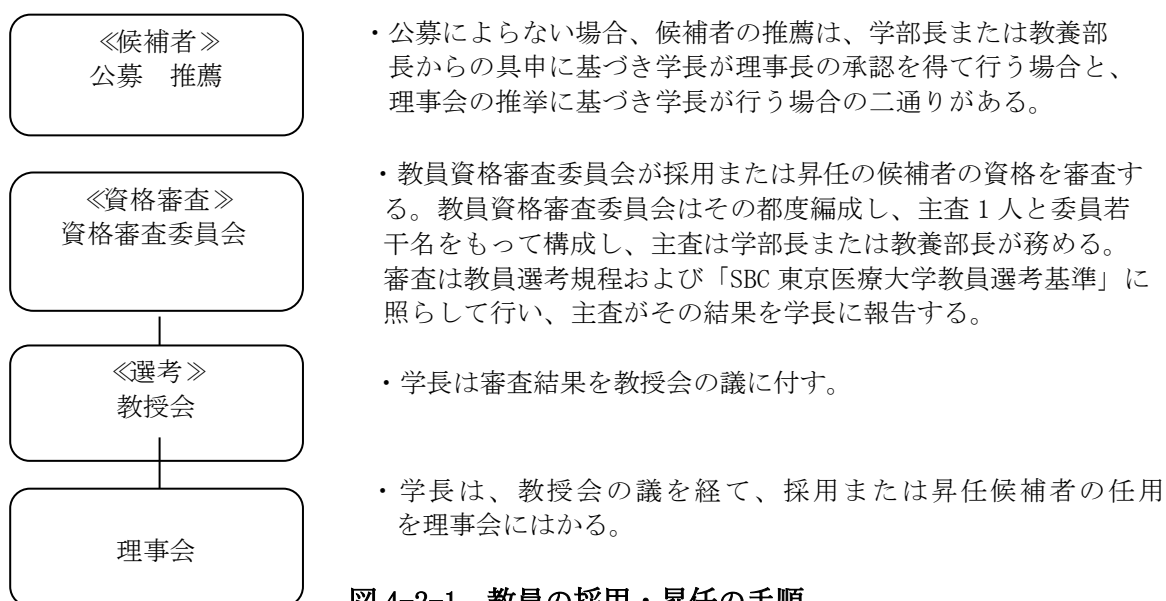


図 4-2-1 教員の採用・昇任の手順

表 4-2-2 令和 5 (2023) 年度 教員採用・昇任についての審議一覧

内容	教員資格審査委員会	教授会
・健康科学部 准教授 1 人、助教 1 人の任用 (令和 6(2024)年 4 月 1 日付)	令和 5(2023)年度 第 1 回 (令和 6(2024)年 1 月 9 日)	令和 5(2023)年度第 331 回 (令和 6(2024)年 1 月 31 日)
・教養部 講師 1 人の任用 (令和 6(2024)年 4 月 1 日付)	令和 5(2023)年度 第 2 回 (令和 6(2024)年 2 月 8 日)	令和 5(2023)年度第 332 回 (令和 6(2024)年 2 月 29 日)
・健康科学部 准教授 1 人、講師 1 人、助教 1 人、教養部 教授 3 人、准教授 1 人の任用 (令和 6(2024)年 4 月 1 日付)	令和 5(2023)年度 第 3 回 (令和 6(2024)年 2 月 22 日)	令和 5(2023)年度第 332 回 (令和 6(2024)年 2 月 29 日)

2. 教員評価

本学では専任の教授、准教授、講師、助教および助手の雇用は契約に基づく任期制を採用している。教授、准教授、講師および助教の任期は「SBC 東京医療大学教員任期規程」(以下「教員任期規程」という。)に定められている。助手の任期は「SBC 東京医療大学助手任期規程」(以下「助手任期規程」という。)に定められている。

任期が満了する専任の教授、准教授、講師および助教のうち、在任期間中における業績審査に合格した者が、教員任期規程の別表の定めるところに従い、一定の任期内で再任される。業績審査は「SBC 東京医療大学教員の再任時業績審査実施基準」に従って行われる。

審査は教員任期規程第 3 条第 2 項の規定に基づき、「教育」、「学術・研究」、「組織運営」、および「社会貢献」の 4 領域にわたって行う。業績審査を受ける教員は、これら 4 領域にわたる教育研究業績書を自ら作成し、審査は原則としてこれに基づいて行う。4 領域のそれぞれに審査項目を設定し、各項目の業務遂行状況について教員再任時業績審査委員会が評価のうえ、領域ごとの評価点および全領域を総合した評価点により審査を行う。全領域の評価項目数は、一般教員 44、体育実技系 48 であり、領域ごとの比率は教育活動 3、学術・研究活動 2、組織運営 1、社会貢献 1 の割合である。全領域を総合した評価は、教員の職位ごとに 5 割から 8 割を到達基準値として行う。この基準値は学長が理事長の承認を得て定めている。

教員再任時業績審査委員会は主査 1 人および委員若干名をもって構成し、学部長または教養部長が主査を務める。委員会は評価結果を学長に報告し、学長は審査の結果を教授会の議を経た上で理事長に報告する。再任の可否は、学長の意見を聴き理事長が決定する。

任期が満了する専任の助手については、助手任期規程に基づき、職務審査に合格した者について 1 回のみ再任を認めている。職務審査は任期の開始から任期満了の年度の前半を経過するまでの間を対象に、所属学科の授業準備に関する事項、所属学科の共同研究の補助に関する事項ならびに大学および所属学科の運営の分担に関する事項を審査している。再任の可否は、所属学部長および学長の意見を聴き理事長が決定する。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、教員の資質向上を図ることを目的として、平成 18(2006)年の開学当初から教職員研修会議を置き、教育目的に基づき、教育活動、教授法および教職員の相互研鑽の支援ならびに教育効果に関して研修会や検討会を実施してきた。同会議は平成 23(2011)年 4 月より授業改善委員会に名称変更し、鋭意、教員研修、FD 活動に取り組んでいる。また、本学は平成 19(2007)年 4 月から東日本の 48 大学・短大・高専からなる大学連携組織「FD ネットワーク“つばさ”」に加盟し、“つばさ”の主催する研修会、FD 合宿等に積極的に教職員を派遣し、他大学の FD 担当者と交流し、得た情報を学内にフィードバックしてき

た。

しかしながらコロナ禍にあっては対面での参加が難しい期間があったため、公益財団法人「大学コンソーシアム京都」が主催する FD フォーラムへのオンライン参加を教職員へ促すとともに、同機関が推奨する e-ラーニングシステム「e-ZINZAI」を導入した。授業改善委員会は FD・SD に沿った内容をカリキュラムに制定する役目を担っている。これにより全教職員が各自の都合に合わせて動画を視聴し、レポートを提出することで学びを深めている。

現在、授業改善委員会が中心となって行っている FD 活動は基準 3-3 で述べたとおり、授業改善アンケート、公開授業、「e-ZINZAI」等のオンライン研修である。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員の配置については、今後とも教育目的および教育課程に即した教員の確保と配置に留意し、欠員の補充、新規採用等を行っていくと同時に採用教員の質が大学の教育力維持・向上にきわめて重要であることから教員採用策の工夫を重ねていく。

教員の資質・能力の向上のための FD については、授業改善委員会の活動を通じて適切に行っているが、今後もさらにこれらの FD 活動の質と量を高めていく。授業評価におけるリフレクションペーパーについては、従来は自己反省の範囲にとどまる傾向があったが、前学期との比較や、内容の公開等をもとに、実際の授業改善につながるよう不断の努力を行う。また教員の授業評価および学科長によるリフレクションペーパーの評価により、教員個々の教育力アップへとつなげる。

また、e-ラーニングシステムのみならず、提出されたレポートを活用し、新たに講師を招いての研修会を検討するなど、教職員の学びを深めていきたい。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

職員については、大学における職員の役割分担を明確にし、それぞれの役割を果たすことを指導しており、職員個々の資質の向上を日常業務に関連付けた研修によって培えるよう図っている。

研修方法は、職場研修と職場外研修があり、職場研修では講演や映像資料を用いた研修会を定期的に行い、日々の業務に連なる研修課題を選んでいる。職場外研修では、外部団体が主催する大学経営、大学事務等に関する講習会、研修会に職員を参加させ、意識・能力の向上を図っている。

1. 職場研修

令和 5(2023)年 10 月には、「コンプライアンス研修」として、外部講師を招いて研修会を行った。職員 14 人が参加した。

また、6 月には外部講師による所属長向けハラスメント研修（オンライン）を行い、管理職者としての学びを深めた。

新卒採用者向けの新人研修を実施した。

2. 職場外研修

新たに SBC メディカルグループの一員となり、6 月には職員 7 名が 2 日間に渡り入職研

修に参加し、グループ理念など含め多岐にわたる研修プログラムを受講した。同じく 2024 年 2 月には学長が組織トップを対象とした研修会に参加した。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

職員の資質向上のために職場研修の充実を図るとともに、職場外研修会への積極的な参加を継続的に実施していく。また、職場外研修においては、職員の職務内容の違いから研修参加者に偏りのないよう工夫する。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学には研究機関としてウェルネストレーニングセンター（「SBC 東京医療大学ウェルネストレーニングセンター規程」）を設置して本学の使命・目的および教育目的に沿った研究活動を行っている。さらにこれら研究機関以外にも教員個々の専門領域での個人研究あるいはグループ研究を奨励し、活発な研究活動を継続的に展開している。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、研究活動を確立した研究倫理とその厳正な運用のもとに行うため、種々の適切な指針・規範を設けている。

本学における研究活動はすべて、「SBC 東京医療大学学術研究倫理憲章」に則って行われている。また、生命倫理に関する研究活動は文部科学省および厚生労働省による「人を対象とした医学系研究に関する倫理指針」に則って作成した「SBC 東京医療大学における研究に係る生命倫理に関する指針（以下、「生命倫理に関する指針」という。）」に従い、毎年度「SBC 東京医療大学生命倫理審査委員会規程」による倫理審査を受審し、承認が得られた後に行っている。

さらに令和 5(2024)年度からは倫理審査を年 2 回から、年 4 回の開催とすることとし、研究者の研究活動を支援する形を維持している。また倫理委員会の構成員についても男女比率を考え、女性の外部委員を選定した。

研究費の運営・管理については、日本学術振興会による科学研究費補助事業などの公的研究費については「SBC 東京医療大学公的研究費の運営及び管理に関する規定」、受託研究費および共同研究費については「SBC 東京医療大学公的研究費の運営及び管理に関する規程」、受託研究費および共同研究費については「SBC 東京医療大学受託研究及び共同研究に関する規程」、学内研究費については「SBC 東京医療大学学内研究費運用規程」（以下「学内研究費規程」という。）に基づいている。

研究の不正防止については「SBC 東京医療大学における研究活動の不正防止に関する規程」を定め、研究の公明性については「SBC 東京医療大学利益相反マネジメント規程」に基づいて厳正に運用している。

研究に用いる試薬類については「SBC 東京医療大学毒物及び劇物取扱規程」を定めている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学では学内研究費規程に基づき、教育効果を高めることを目的に本学の教員に対し配

分する研究費として「教材研究費」を、また教員の研究意欲を喚起し、教育研究の活性化を図ることを目的に希望する本学の教員に対し配分する研究費として「課題研究費」を配分している。さらに、教育および研究の質の向上を図ることを目的に各学科等に対し配分する研究費として「学科研究費」を配分している。

教材研究費に関しては、理事会が毎年3月末までに翌年度の予算を定め、学長は授業数や受講者数などを基準に配分額を定め、各授業担当教員に「教材研究費配分決定通知書」で通知している。

課題研究費に関しては、理事会が毎年3月末まで翌年度の予算を定め、課題研究を希望する教員が5月末までに「課題研究申請書」および「課題研究計画書」を学長に提出し、学長および研究委員会委員長、並びに学科、教養部、医学教育センターが推薦した者各1名によって構成される研究費審査会において配分額を決定し、課題研究を希望した教員へ通知している。ただし、人を対象とする医学的研究および動物実験を伴う研究については生命倫理に関する指針に基づき、生命倫理審査委員会で研究内容についての科学的・倫理的妥当性の審査を受け、その承認を得なければならない。こうした課題研究費の配分額は「課題研究費交付基準」に則り、各教員の前年度の研究成果・業績、申請費用等を勘案して決定されている。

学科研究費に関しては、課題研究費と同様の手続きにより、健康科学部に設置する各学科、教養部、医学教育センターに配分している。

本学の使命・目的・特徴に沿った各種研究活動に対してはその遂行に必要な研究設備を設置し、また、令和5(2024)年度より、研究者は国立研究開発法人科学技術振興機構が運営する research map を用いて研究業績管理を行うよう促している。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的・特色を生かした各種研究活動を行っているが、これら研究活動の基となる研究設備のさらなる改善・拡充を今後さらに図っていく。

今後は大学 HP、教員紹介ページに research map をリンクさせる等、研究者としての面を積極的に表していきたい。

【基準4の自己評価】

基準4-1、4-2、4-3、4-4の自己判定を総合的に勘案すれば、基準4を満たしている。

学長の適切なリーダーシップを発揮する体制は構築されており確立していると言え、教学マネジメントも十分にかつ適切に機能するように権限は分散し、かつ明確化がなされている。学長補佐体制や事務局体制のさらなるレベルアップを通じた機能性向上も目指している。

教員の採用、昇任、評価は常に最適な状態に保つ必要がありこのためには不断の努力を要する。また大学の教育力は大学の社会に対する責務として極めて重要であり、この向上のためのFDを常に図っているが、これは継続的に行うことによりその目的が達成されることであり、今後も努力を続けていく。事務局能力の向上のためSDも重要と考え実行しているが、今後もこの努力を継続し全職員が受講し資質の向上を目指さねばならない。

研究支援に関しては、研究活動の整備、研究倫理に関する規則・規程の整備をし厳正な運用を行っている。また、研究費を適切に配分し、その研究費を用いた研究を本学の研究施設・研究所に於いて毎年度研究を遂行している。その遂行に当たっては研究倫理に十分配慮して適正な運用に努めている。また研究費の配分に際しては公正性・公明性にも配慮して行っている。研究資金に関しては科学研究費等の公的資金や受託研究費等の外部資金獲得を目指す。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学の使命は、「開学の理念」で謳っているように、未来を拓く若者に学ぶ場を提供し、地域、国、やがては世界へ貢献することである。この使命を実現する意思決定機関が理事会であり、理事会で決議する議題は中長期計画策定委員会等の各委員会のほか、企画会議や教授会で審議されている。

理事会を初めとする法人組織は、文部科学省から許認可を受けた「大学設置」および「学校法人 SBC 東京医療大学寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）を基にして定めた学則や法人規則によって構成されている。こうした大学設置の申請や寄附行為の届出は「教育基本法」、「私立学校法」および「学校教育法」など関係法令に基づいて行われている。法改正や時代の変化、社会の求めに応じて学則や法人規則を変更する場合は意思決定機関で審議されて改正に至っている。また、学則や寄附行為に改正が生じた際には文部科学省への届出を行っている。

学則は大学 HP や学内 PC で閲覧可能であり、法人規則は学内 PC で閲覧できており、すべての意思決定機関で用いられている。

また、本学は、令和 6 年（2024 年）4 月 1 日の大学名称変更を機に「行動指針」を定めた。

行動指針

- 0 1 素直
自分に非があったら素直に謝罪し、分からないことは誰にでも素直に教えてもらう。良いことは積極的に取り入れ、成功した事例は真似をしてみる。
- 0 2 主体性を持つ
常に自分の仕事の意味、役割を理解し、目的を達成するために自ら考え、行動する。
- 0 3 チームワーク
互いの役割を理解し、学生・大学・社会のためにチーム一丸となって協働する。
One for All, All for one.
- 0 4 信頼される人になる
誰に対しても優しさや思いやりを持って接し、正直で言い訳をせずに約束を守る人間力と知識・技能を身に着ける。
- 0 5 相手を尊重する
相手の話に耳を傾け、相手の立場や気持ちを理解する。
- 0 6 多様な価値観
大学の発展や、素晴らしい医療人の輩出、社会貢献のために、常に価値観のアップデートを図り、自分の考え方を押し付けず、互いの価値観を尊重する。
- 0 7 挑戦を楽しむ
向上心を持つ。失敗を恐れず挑戦を楽しむ。

- | | |
|----|--|
| 08 | 情熱を持つ
学生教育、充実したキャンパスライフ、研究に情熱をすべて注ぐ。やりがいを持って仕事に取り組む。 |
| 09 | 礼節を重んじる
一人の人間として尊重し、相手やシーンにふさわしい挨拶、言動、行動をする。 |
| 10 | 感謝
サポートされた時、指摘を受けた時には当たり前と思わず感謝を伝える。学生・保護者・地域の方々・一緒に働く仲間にあリがとうと言える。 |
| 11 | 改善と工夫
目的や目標を念頭に置いて、常に良い方法や手段を模索し改善し続ける。 |
| 12 | 成果を出す
学生生活の充実、受験者数の増加、国家試験合格率 100%、地域への貢献を目指して成果を出すことに集中する。 |
| 13 | 視野を広く持つ
大学の存在意義、社会的な価値を考え、社会の動きを捉えながら、自分の職務に留まらず、物事を多面的に考える。 |
| 14 | 学生へのやさしさと厳しさ
人としての在り方を指導するために、学生の尊厳を認めながら平等に接する。 |
| 15 | ゴールからの逆算
常にゴールから逆算して考え、スケジュールを立てて効率よく実行する。 |

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学の使命は、基準 5-1-③で述べる環境面を除けば(1)優れた教職員の確保と(2)教育研究内容の充実化に求められる。

(1)では、新規採用の際に十分な審議の場を設けるよう努めるとともに、基準 4 で述べたように、積極的に FD および SD 講習会に参加を促して教職員の育成にも力を入れている。教員に関しては定期的に再任審査を行うことで質を高めようと図っている。

(2)では、基準 3 で述べたように授業改善アンケートや公開授業などを通じて授業改善を図り、基準 6 で後述するように「教育力向上のための PDCA サイクル」を実施している一方で、基準 4 で述べたように研究環境の整備や研究倫理の確立と厳正な運用、研究活動での資源配分を適切に行うように努め、研究活動の支援を積極的に行っている。

こうした活動に取り組むうえで、本学では特に教育面においては三つのポリシーの実現を常に意識させるために、学長主導により教職員に周知徹底を図っている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学は緑と海を臨むことができる。こうした美しく澄んだ環境は心と身体の成長と涵養に良い作用をもたらすとまず考えている。そのうえで本学では次のような環境保全、人権、安全への配慮を行っている。

1. 教育・研究環境への配慮

教育活動や研究活動に用いられる本館棟や体育館などの施設については、毎年度、空気環境測定、飲料水水質検査、害虫防除、建物・設備の法定検査および自主点検を実施し、良好な教育研究環境を保全している。また、「SBC 東京医療大学保健管理センター規程」および「SBC 東京医療大学教職員衛生管理規程」により学生および教職員の健康管理と良好な教育環境・職場環境の形成に努めている。

また、情報セキュリティ事故防止のため、ネットワークの強化、ファイアーウォールの厳重化、コンテンツフィルターの導入、サーバ・クライアント端末の定期的メンテナンス、

学生・教職員への ID およびパスワード発行、PC 端末やデータの持ち出し禁止の周知徹底、IT 活用ガイドの配付などを行っている。

2. 人権への配慮

本学では、人権に対する配慮は組織を挙げての課題と捉えている。教育現場は知識および技術を授受する際に密室になる瞬間が生じ、上下関係が自然と発生するため、人権侵害やハラスメントが生じやすい環境と言える。これには教職員、学生および学生の保護者等との間で相互信頼関係があれば多くの場合事案は発生もせず、多少の相互誤解による摩擦があっても大きな問題には発展し得ないと認識しているが、人権侵害やハラスメントが発生しないよう相互理解および信頼関係の構築を目指し、その第一歩ともいえる挨拶を進んで行うよう全教職員そして全学生へ呼びかけている。

その一方で、「SBC 東京医療大学人権侵害の防止に関する規程」（以下、「人権侵害防止規程」という。）を定め、人権侵害やハラスメントが発生してしまった際に迅速な対応がとれるよう、相談者が訴え出る部署や手順等を整理した。そして仮にも人権侵害やハラスメントが生じてしまった場合には、起こしてしまった行為者への聞き取り調査等を行い、解決に向けての案を理事および教職員が一体となって解決できるよう、人権侵害防止規程に則って人権委員会を設置するなど、組織整備も進めた。さらに、人権侵害を未然に防止するため、教職員を対象とした講習会を実施してきた。

3. 安全への配慮

学生および教職員の安全確保は生命に直結する重要な課題である。地震や火事といった災害への対応は「消防法」などの法令に基づいて消防点検や防災訓練を行っている。

令和 5(2023)年 10 月 18 日には防火・防災管理委員会によって教職員と学生を対象に防災訓練が実施された。訓練では避難経路の確認や誘導、声掛けを行い、医療班など各自の役割を明確にさせた。今後も「消防法」に基づき定期的に訓練を重ね、災害発生時の行動指針を共有できるよう考えている。

海辺にある本学は津波被害への対応も欠かせない。平成 24(2012)年 3 月に発表された首都圏直下型地震の予測によれば、本学が位置する浦安市沿岸の津波は最大で 3m 以下であり、東海地震発生の際の津波予測も 4m 以下である。本学の海拔は正門のあたりで 4.5m であり、これらの予測を上回る海拔ではあるが、想定外に備えて校舎 5 階以上に避難することを検討している。

また、交通事故防止のため、学生の通学には自動車や自動二輪車は制限しており、徒歩通学者には歩きスマホ、自転車通学者にはイヤホン装着での運転をしないよう新学期オリエンテーション時の説明や学生掲示板への張り出しを行っている。こうした活動の成果として、本学は開学以来、通勤時および通学時の死亡事故は皆無である。

さらに、校内への不法侵入を防止するため、校舎棟 1 階出入口を防犯カメラで常時監視し被害の防止を図っている。また、教室、廊下および階段等には「SBC 東京医療大学防犯カメラの設置及び運用に関する規程」に基づいて随所に防犯カメラを配置するとともに、職員が校舎内を随時巡回し、学生・教職員が被害に遭わないよう注意を払っている。

駐輪場も常時カメラで監視し盗難に備えている。学生には、実習、学外活動などの際の事故および通学時における交通事故に適用できる「学生教育研究災害傷害保険」に全員加入させるほか、任意保険にも加入を勧めている。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、大学運営にあたり、大学の使命(教育、研究、地域貢献)を明確にし、実践することを心掛けている。その使命達成のためには、財務の視点からの経営判断、本学に関わる人々のコミュニケーション、組織構築とその調整、法令順守が必要であり、理事および教職員一体となって本学使命の実現に臨んでいる。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は大学の使命・目的を達成するため、財務状況、人事、施設の状況を評価したうえで、各種法令を遵守させつつ、重要案件を議題に挙げて審議、議決している。また、緊急性の高い案件に関しては最終決定権を有する理事長に稟議書が挙がり、大枠の方向性が示されてから評議員会や教授会にて審議するようしており、意思決定を速やかに行うようになっている。

1. 理事会

「私立学校法」第 36 条に則り、学校法人の業務を決するため理事会を置いている。令和 5(2023)年度は、理事会を 5 回開催（5/31, 9/21, 12/20, 1/22, 3/26）し、予算、補正予算、決算、事業計画、事業報告、法人および大学規則の改正、学則変更、役員の変更等について審議・決定した。

理事の定数は、5 人以上 7 人以内であり、理事のうち 1 名を理事長とし、副理事長を 1 名置くことができるとこととしている（寄附行為第 5 条）。

理事の選任区分は寄附行為第 6 条において「学長」（1 号理事）、「評議員のうち評議員会において推薦された者のうちから、理事会において選任した者 2 人以上 3 人以内」（2 号理事）、「本法人に縁故ある学識経験者又は功労者のうちから、理事会の過半数の議決によって選任した者 2 人以上 4 人以内」（3 号理事）とされている。令和 6(2024)年 5 月 1 日現在では、1 号理事 1 人、2 号理事 2 人、3 号理事 4 人の計 7 人である。任期は 2 年としている。

2. 常任理事会

理事会のもとに理事長および常勤の理事で構成する常任理事会を置き、「学校法人 SBC 東京医療大学常任理事会規程」に則り、理事会の包括的授権に基づき大学の日常業務を決している。このほか、緊急の必要があるため理事会を開催する時間的余裕のないときは、前記以外の業務を先決することができることとしている。

3. 評議員会

令和 5(2023)年度は、評議員会を 5 回開催（5/31, 9/21, 12/20, 1/22, 3/26）した。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事会は前記のような事項を取り扱うが、現場レベルのシステムや人員配置などの調整および変更を理事会が認知し、適宜変更を協議、決議することが実務上では求められる。だが、現実的には難しい局面が多いのが実際である。このため、平成 24(2012)年 9 月に制定した「SBC 東京医療大学内部監査規程」に基づく内部監査を通じた内部統制機能の充実強化が必要である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本学では、法人の管理運営機関の意思決定と大学の管理運営機関の意思決定での円滑化を図るための会議体として「SBC 東京医療大学合同会議要綱」による合同会議を定めているが、令和 5 年度（2024 年度）は開催していない。これは、本学が、令和 5（2023）年 1 月に総合医療グループである「SBC メディカルグループ」の一員となったことにより、「法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化」の新たな仕組みを構想中であることによる。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人の管理運営については、法人の業務および財産の状況を監査する機関として寄附行為により監事を置いている。監事は、理事会に出席し、法人の業務、財産の状況を監査している。

評議員会は寄附行為第 23 条によって、理事長は、次の事項の業務を決する場合、評議員会に諮問しなければならないとされている。

- ・ 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- ・ 事業計画
- ・ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ・ 寄附行為の変更
- ・ 合併
- ・ 目的たる事業の成功の不能による解散
- ・ 寄附金品の募集に関する事項
- ・ その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

評議員は、この法人の職員で理事会において推薦し評議員会において選任した者、この法人の設置する学校を卒業した者、学識経験者のうちから理事会において選任した者により構成することとなっており、令和 5(2023)年度は 5 回開催し、寄附行為第 21 条で定める定足数を満たしていた。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化を図るために、教授会および各委員会の議事録等を会議終了後速やかに大学内の共有フォルダに掲載する。今後も引き続き全教職員の閲覧を徹底し学内情報の共有化を推進する。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 18(2006)年に「医療と芸術の融合」を開学の理念に芸術学部と健康科学部の 2 学部 2 学科で開学した本学は、今年で創立 20 年を迎える。

平成 23(2011)年には、健康科学部に 3 番目の学科として看護学科を設置し、平成 26(2014)年には芸術学部を廃止し、現在では 1 学部 3 学科、1,038 人の学生が在籍する。また表 5-4-1 のとおり、これまで毎年 18 億円程度の学生納付金が見込まれ、安定した財務運営が見込まれていたが、令和 6(2024)年度入学者からの授業料及び施設費の引き下げにより、減収となった。

表 5-4-1 学生納付金の推移

単位：円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
学生納付金	1,862,755,000	1,827,325,000	1,816,680,000	1,852,850,000	1,757,068,800

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生納付金は、令和 6(2024)年度入学者からの授業料及び施設費の引き下げにより、今後 4 年間、毎年度、約 5,000 万円減少し、令和 9(2027)年度には約 16 億円となる。今後は、これまで以上に安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保が課題となることから、次の 2 項目の改善・向上方策を実行する。

- ① 予算管理を徹底し、収支のバランスを考慮した運営に努める。なお、安定的な経営基盤を構築するためには、入学定員の確保が最重要課題であることに変わりはないが、中長期的には大学院の設置も含め、在学生についても授業内容の向上と併せて基準 2 で実施している学生生活全般に対する手厚いケアを行うことにより退学者を減少させ、収容定員の維持を図るとともに、将来に向かって、入学定員の充足と安定した学生納付金の確保に努める。
- ② 事務職員の帰属意識を高め、さらに、職員の適性をふまえつつ、業務の専門性の向上を図り、業務の効率化、組織の省力化につなげる。

5-5. 会計**5-5-① 会計処理の適正な実施****5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施****(1) 5-5 の自己判定**

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**5-5-① 会計処理の適正な実施**

会計処理は、「SBC 東京医療大学経理規程」（以下「経理規程」という。）、「SBC 東京医療大学経理規程施行細則」（以下「細則」という。）および「学校法人会計基準」（以下「会計基準」という。）等一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して行われており、適切に処理されている。

予算案は、事務局の各部課からの予算要望を総務課がまとめるが、各部課、各学科およびセンター等の所属長から予算についてのヒアリング後に作成し、評議員会および理事会の承認を得て成立する。

予算の執行は、所属長、総務課長、事務局長、理事長の承認を経た後、経理係により行われ、予算残額の管理についても所属部課および経理係で行われている。予算と著しく乖離がある執行額の科目については、補正予算を編成する。これらの会計処理については、本学が契約している会計専門家の指導のもとで行われている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学の会計監査は、「SBC 東京医療大学監事監査規程」のほか、一般に公正妥当と認められる監査手続きに従い、本学の会計が会計基準に従って行われているかについて厳正に実施している。監事は評議員会および理事会に出席し、大学の業務または財産の状況について意見を述べている。

さらに私立学校振興助成法により文部科学大臣に届け出る「計算書類」については、公

認会計士による監査を期中ならびに期末を通じて受けている。

本学では監事監査報告書を決算報告と合わせ、大学 HP および学内掲示板にて公表している。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

経理規程、細則および会計基準等の一般に公正妥当と認められた基準に従い、今後も適切な会計処理を行うと同時に、適切な業務の遂行に十分な人員を確保し、組織の整備を含む効率的な体制の構築に取り組んでいく。

【基準 5 の自己評価】

本法人は目的の実現に向けて継続的に努力しており、関連する法令を遵守し、環境保全、人権、安全への配慮に取り組んでおり、本学の目的達成に向けて戦略的意思決定ができる体制を整備している。

また、法人および大学の各管理運営機関ならびに各部門間のコミュニケーションによる意思決定は円滑に行われており、法人および大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能も十分に発揮できている。

財務状況は、近年、入学定員が充足できており、学生納付金は安定的に納入されている。また、附属診療所による財政収入も見込まれている。

予算の執行および会計の処理は会計基準や本学規程に則った運営をしており、それは監事により厳正に監査され、その結果は決算報告と合わせて大学 HP や学内掲示板で公表している。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学の内部質保証における「質」とは、「設置目的」にある「『総合的な教養を身につけた高度で資質の高い医療専門職の人材を育成』すること」であり、これは基準 1-2-④ で述べたように、三つのポリシーに反映されている。

なかでも本学は、基準 3-3-1 で述べたように、「ディプロマ・ポリシーに沿った授業の実現」を目指しており、中核的な恒常的組織として自己点検・評価委員会がある。

本学では、それまでの「了徳寺大学自己評価委員会規程」を廃止し、新たに平成 20（2008）年 9 月に「学校法人了徳寺大学自己点検・評価に関する規程」（以下、「自己点検・評価規程」という。）を定め、自己点検・評価委員会を設置、今日に至っている。

自己点検・評価規程は、学則第 2 条の規定に基づき、「本学の教育研究水準の向上を図り、もって、本学の目的及び社会的使命を達成するため、自ら行う点検・評価（以下「大学評価」という。）に関し必要な事項を定めること」を目的としている。

自己点検・評価委員会は、理事会のもとに、学長を委員長に、副学長、学部長、教養部長、学生部長、附属図書館長および理事会から選出された理事により構成されている。また、同委員会には、学内において、教育研究活動に係る事項についての大学評価を行う教育研究部会と、法人において、管理運営活動に係る事項についての大学評価を行う管理運営部会があり、事務局は自己点検評価室である。

以上の組織体制を図式化したものが図 6-1-1 である。

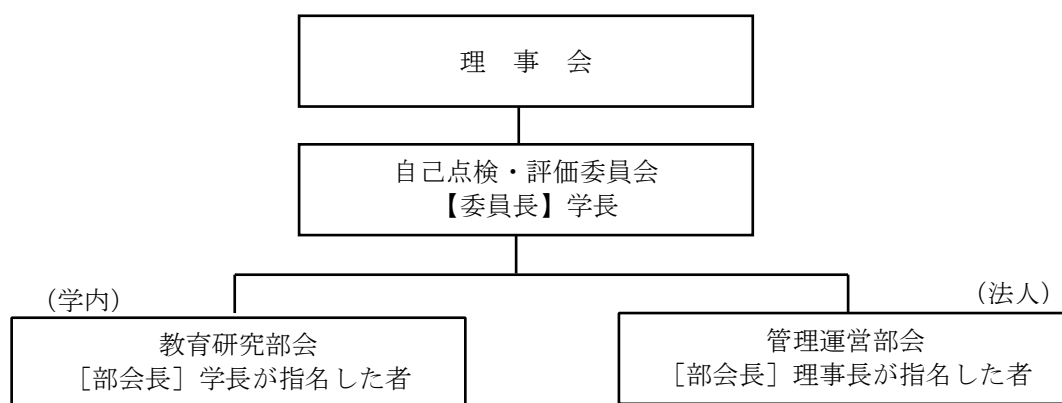


図 6-1-1 自己点検・評価委員会

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

時代の変化や社会の要請に応じ、内部質保証をさらに高めるためには、自己点検・評価委員会のあり方や構成員の見直しを不断に講じていく必要がある。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、自己点検・評価規程に基づき、自己点検・評価委員会が「建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的」、「教育研究組織（基本組織及び実施体制）」、「教育課程（教育内容及び教育方法）」、「学生の受入れ及び学生支援」、「教員及び教育支援者」、「職員（組織及び実施体制）」、「管理運営」、「財務」、「教育研究環境」、「社会連携」および「社会的責務」のほか、「自己点検・評価委員会が必要と認めた事項」についての大学評価を、客観性を高めるためにエビデンスを収集して行っている。

また、その評価は「原則として 3 年ごとに報告書としてまとめ」、理事会に提出するとともに、公表することとしており、本学構成員および各組織は「大学評価の結果を尊重し、教育研究及び管理運営の各分野において、それぞれの活動の質的水準の向上と活性化に努めなければならない」とされている。

令和 6(2024)年は、4 月までに委員会を 1 回、教育研究部会と管理運営部会を各 1 回開催した。

本学では、令和元(2019)年度に公益財団法人日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価を受け、同機構の定める評価基準を全ての領域において満たしているとの認定を受けている。

6-2-②IR などを活用した十分な調査・データの収集と分析

自己点検評価室を中心として IR 活動を行っており、本学の現状を把握するために、『自己点検評価書（データ編）』に則したデータの収集を毎年 5 月に行っており、それらは自己点検・評価委員会での大学評価活動において活用されている。

この様に収集したデータを自己点検・評価委員会およびその傘下の実行組織である教育研究部会および管理運営部会において分析を行い、問題点を抽出し、次年度に向けての改善計画を立て、それを実行に移すことで内部質保証を確保している。

また、学生を対象とした授業改善アンケート、学生生活アンケート、卒業時大学アンケートを実施し、教育学修成果の可視化に役立てている。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、自己点検・評価委員会により、エビデンスを基にした客観的な大学評価が定期的実施されている。また、自己点検評価室により、毎年データの収集を行い、大学評価において活用されているが、今後さらに教職員を対象とした仕事の質アンケート、卒業後の社会人アンケート、就職医療機関から見た本学卒業生評価アンケート等を活用し、IR 機能の更なる充実化を図る。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、開学 6 年目の『平成 24 年度自己点検評価書』において、本学の教育活動の中心である授業の質的向上を目指して、「教育力向上のための PDCA サイクル」を用いて実践していた。また中長期計画策定委員会による本学の目標を見据えて、そこに向かった教

育力の向上のための PDCA サイクルの全学的見直しを行い、3つのポリシーを起点とする教育の質保証のため下図のような改正を行った。これらを基に令和6年度自己点検・評価委員会では、学部、学科、大学全体のPDCAサイクルの見直しと再構築を開始した。

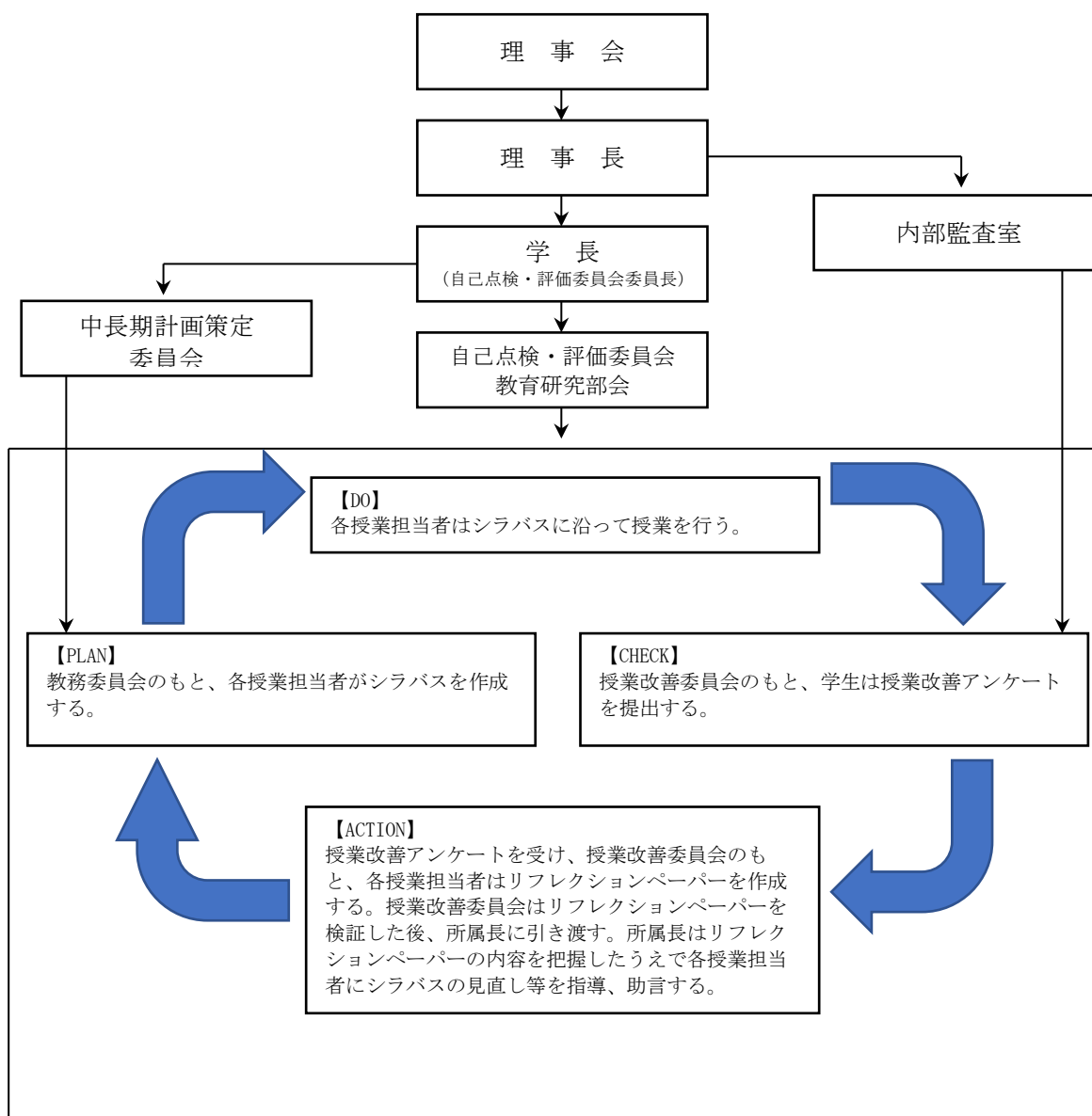


図 6-3-1 教育力向上のための PDCA サイクル

(3) 6-3 の改善・向上方策 (将来計画)

令和6年度から改正に着手した、学部、学科、大学全体のPDCAサイクルの見直しと再構築を着実に実行し、IR活動を中心として内部質保証の機能性を高めていく。

[基準6の自己評価]

本学では、自己点検・評価委員会が、内部質保証のため、規程に基づいて自主的かつ自律的に機能している。特に大学評価にあたってはエビデンスやデータを活用して客観性の確保を図っている。また、ディプロマ・ポリシーに沿った授業の実現を目指して、「教育力向上のためのPDCAサイクル」の見直しなども行い、教育の質保証に向けて努めている。